

第3部 ひとり親家庭等 自立促進

浜松市ひとり親家庭等自立促進計画

第1章 はじめに

1 趣旨

母子家庭や父子家庭、いわゆるひとり親家庭の親は、子育てと生計を支えるための仕事を両立していかなければならない状況にあり、多くの悩みや困難を抱えて生活しています。

このようなことを踏まえ、本計画は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等に関する子育てや生計に関する支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を促進するために策定するものです。

2 経緯

国では、ひとり親家庭等への支援施策について、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」の一部を改正し、国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制を進めるよう、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められ、地方公共団体において母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定・実施が求められるようになりました。

平成26年10月には父子家庭にも支援を拡充するため、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

また、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正され、子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子供の「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが規定されました。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭・寡婦の自立支援施策事業を実施します。

なお、令和元年11月に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえた支援施策などについては、本市の貧困対策計画である「子どもの未来サポートプロジェクト」の見直し・強化を実施する際に補完するなど、柔軟に対応します。

第2章 ひとり親家庭等をめぐる現状と課題

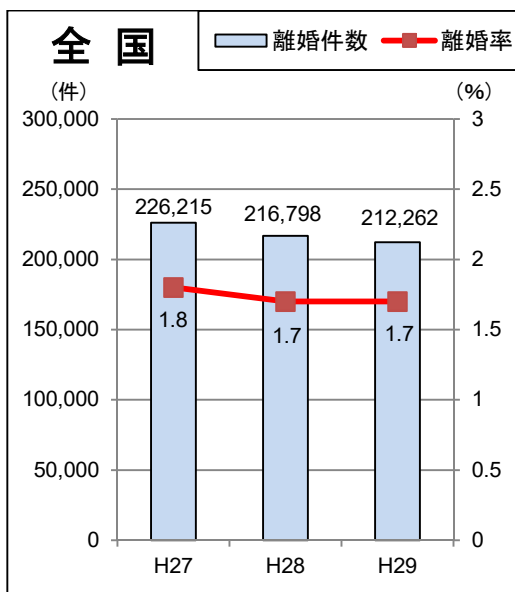
1 ひとり親家庭等の現状

(1) 離婚件数とひとり親家庭の世帯数の推移

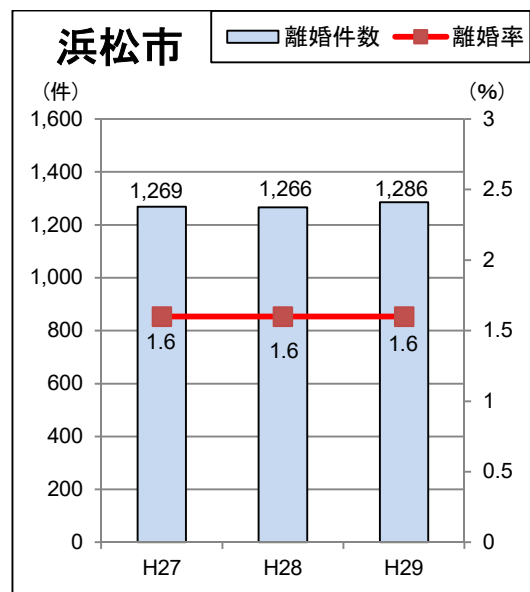
厚生労働省の調査結果や、本市の統計書から、離婚率は過去3年間、ほぼ横ばいの傾向にあります。

また、国勢調査の結果から、本市の母子家庭の世帯については、親子のみで生活する世帯が増えている傾向がみられます。

ア 離婚件数・離婚率^{※1}の推移



(厚生労働省「人口動態調査」)

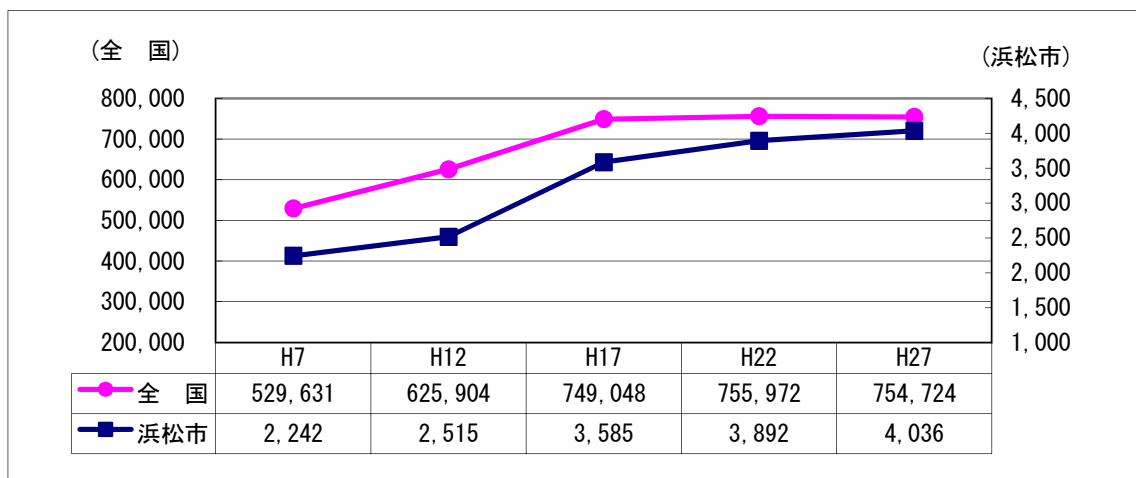


(浜松市統計書)

イ ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の世帯数^{※2}

(ア) 母子家庭の世帯数

(単位：世帯)



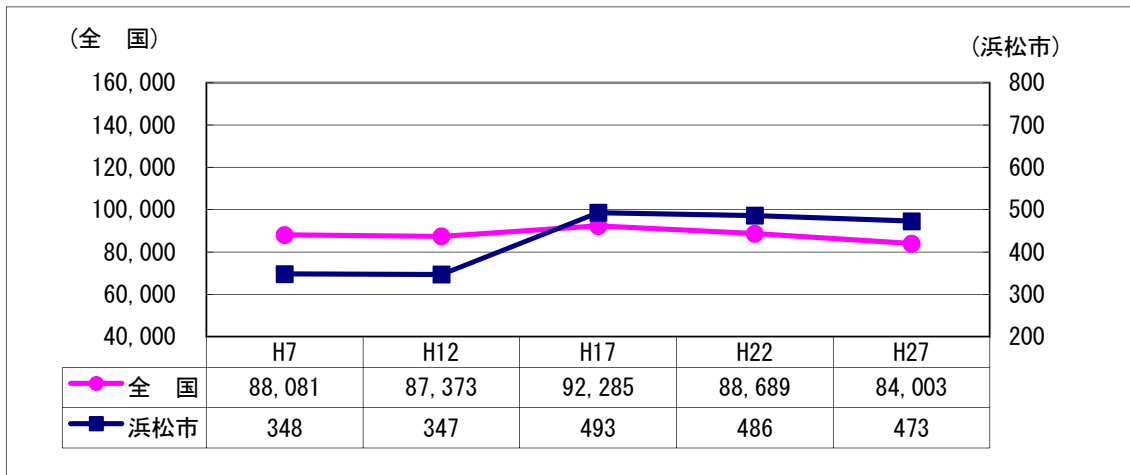
(国勢調査)

※1 離婚率は人口1,000人に対する割合。

※2 平成12年度以前の世帯数は、合併前の旧浜松市の数値。

(1) 父子家庭の世帯数

(単位：世帯)



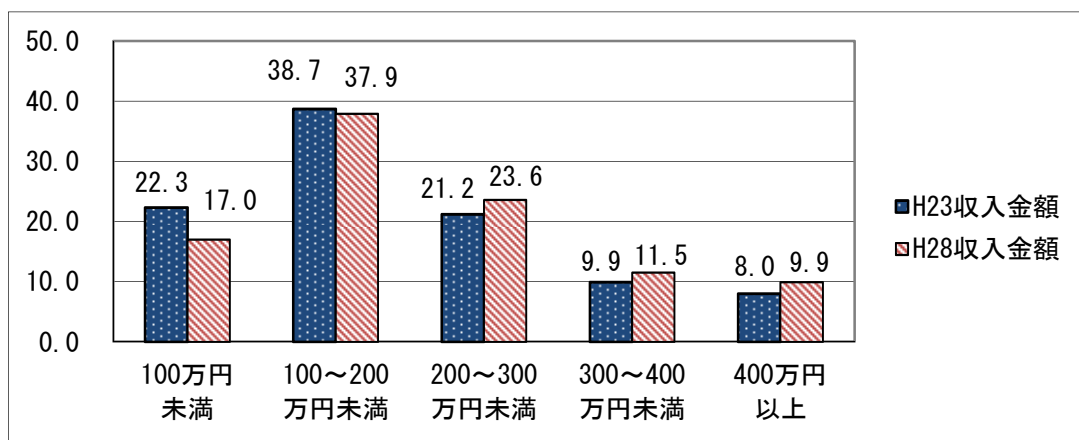
(国勢調査)

(2) ひとり親家庭の親の年間就労収入

ひとり親家庭の年間の就労収入は、全国ひとり親世帯等調査によると母子家庭で「100～200万円未満」が最も多く37.9%、父子家庭では「400万円以上」が最も多く40.6%となっています。平成23年度の調査に比べ、母子家庭では200万円以上、父子家庭では300万円以上の収入の割合が増えています。

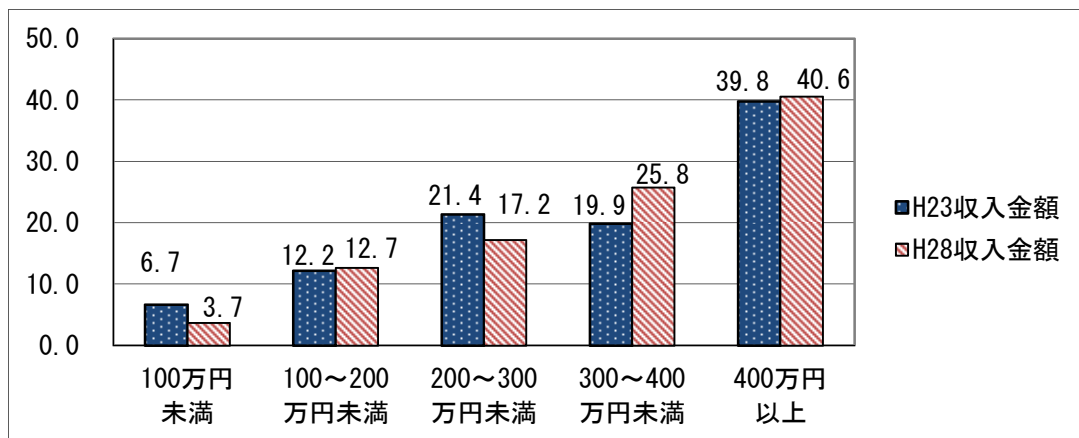
ア 母子家庭の年間の就労収入

(単位：%)



イ 父子家庭の年間の就労収入

(単位：%)



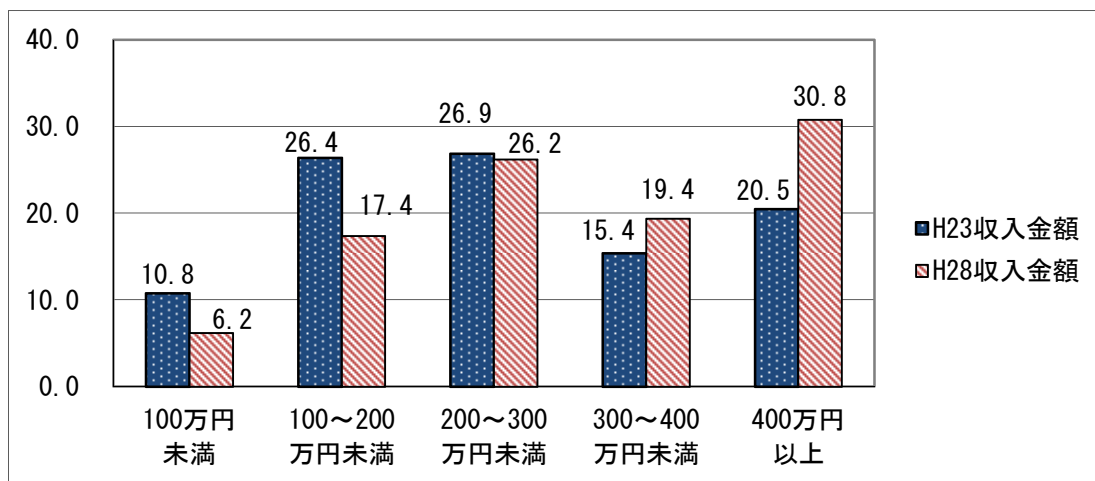
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(3) ひとり親世帯の年間収入

同居親族の年間収入を含めたひとり親世帯の年間収入は、全国ひとり親世帯等調査によると母子世帯、父子世帯ともに「400万円以上」が最も多くなっており、平成23年度の調査に比べ、300万円以上の収入の割合が増えています。

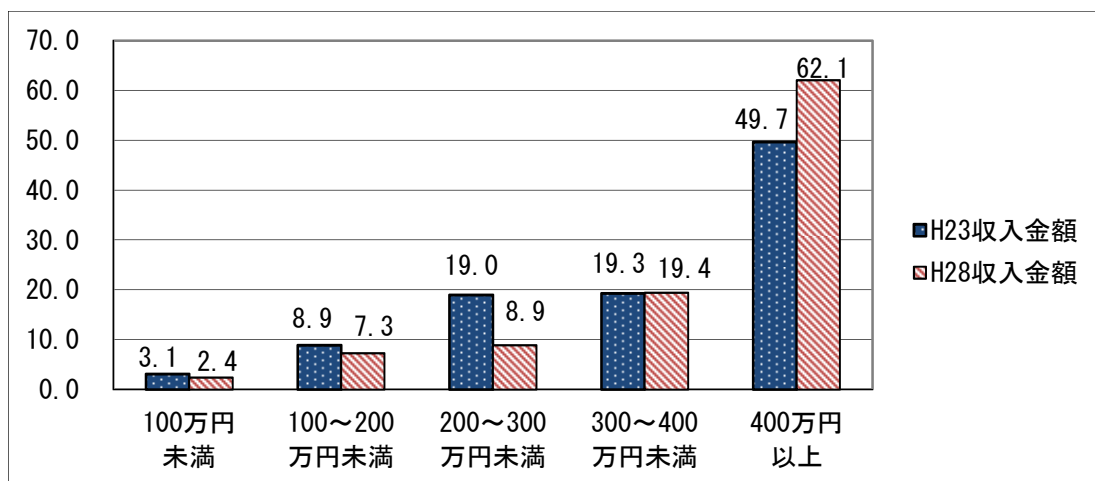
ア 母子世帯の年間収入

(単位：%)



イ 父子世帯の年間収入

(単位：%)



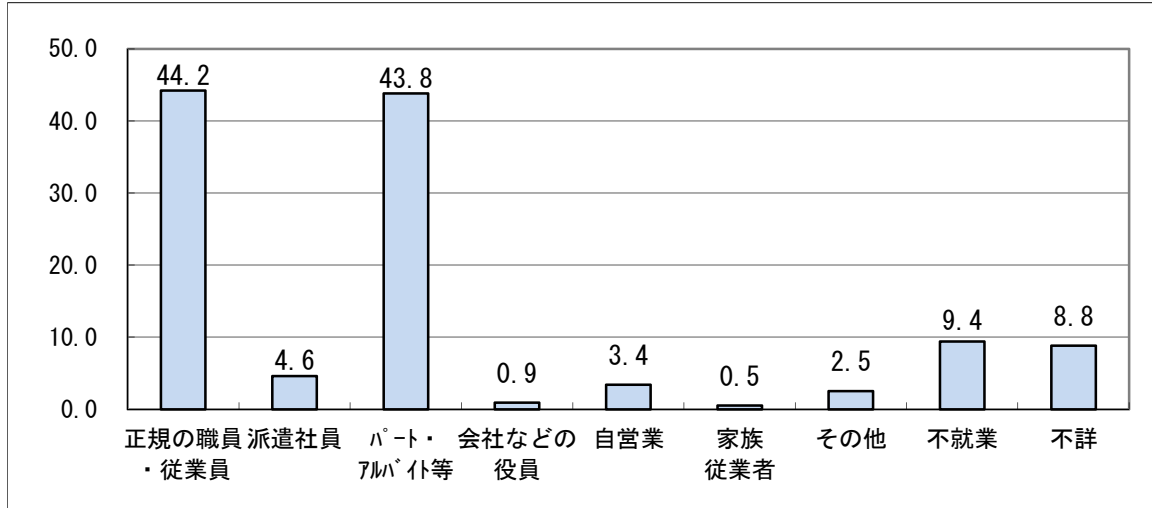
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(4) 就業状況

ひとり親家庭の就業状況は、全国ひとり親世帯等調査によると母子家庭で「正規の職員・従業員」が最も多く44.2%、次いで「パート・アルバイト等」が43.8%。父子家庭では「正規の職員・従業員」が最も多く68.2%、次いで「自営業」が18.2%となっています。

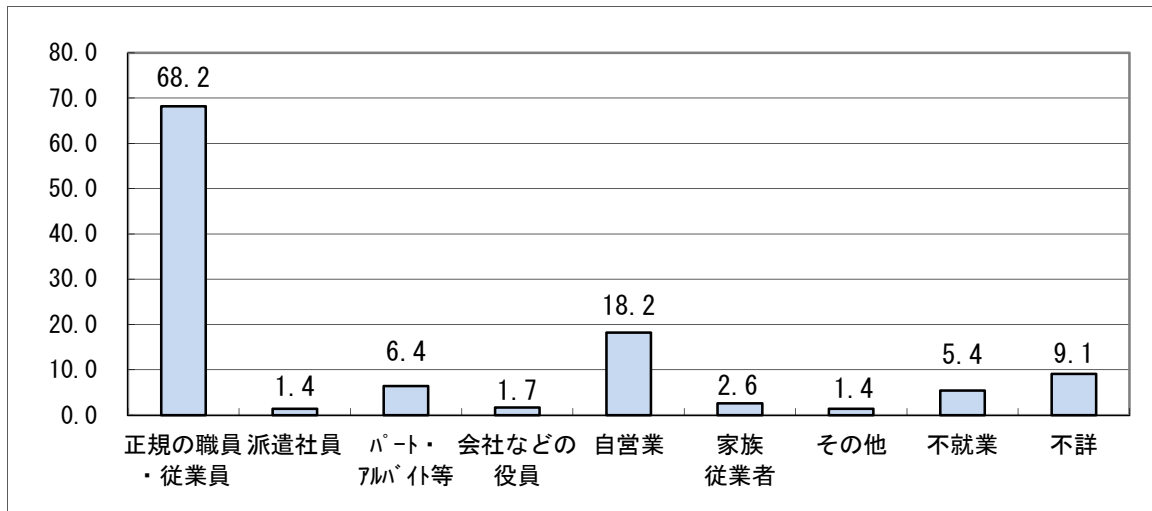
ア 母子家庭の就業状況

(単位：%)



イ 父子家庭の就業状況

(単位：%)

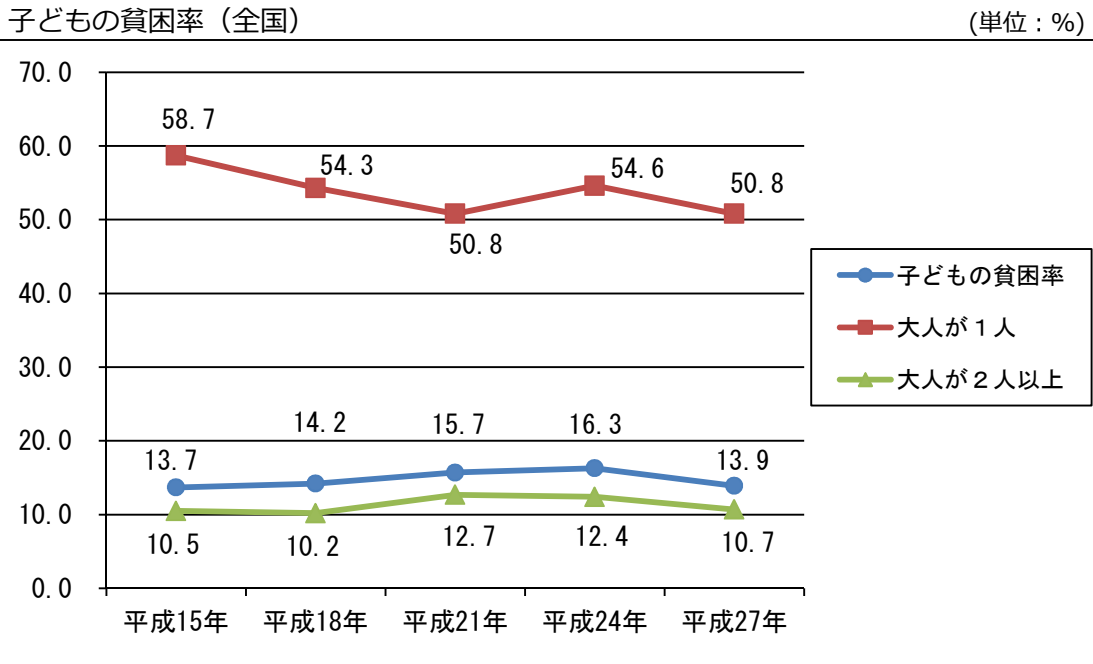


(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(5) 子どもの貧困率

「子どもの貧困率」は、13.9%と平成24年度調査時よりも低くなっていますが、約7人に1人が経済的に困難な状況にあると考えられます。

また、子供がいる現役世帯^{※1}のうち、「大人^{※2}が2人以上」の世帯の貧困率10.7%に対し、「大人が1人」の世帯の貧困率は50.8%と高い水準となっています。



(平成28年国民生活基礎調査)

(6) 児童扶養手当の支給状況

本市の児童扶養手当受給者数は、年々減少傾向にあります。

児童扶養手当の受給者数 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29
全国	1,058,231	1,037,645	1,006,332	973,188
浜松市	4,951	4,940	4,876	4,734

(厚生労働省「福祉行政報告例」)

(7) ひとり親家庭における子供についての悩み

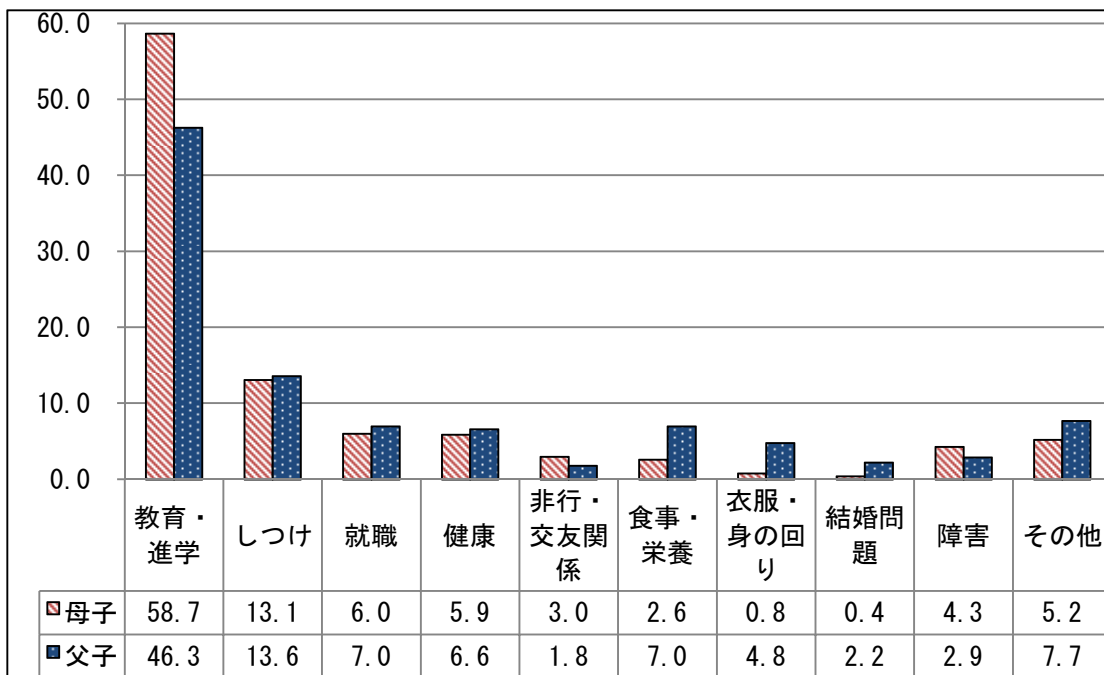
ひとり親家庭が子供について悩んでいることでは、「教育・進学」が最も多く、母子家庭では58.7%、父子家庭では46.3%、次いで「しつけ」で母子家庭では13.1%、父子家庭で13.6%となっています。

※1 「子どもがいる現役世帯」とは、世帯主が18歳以上65歳未満で子供がいる世帯をいいます。

※2 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいいます。

悩んでいること

(単位：%)



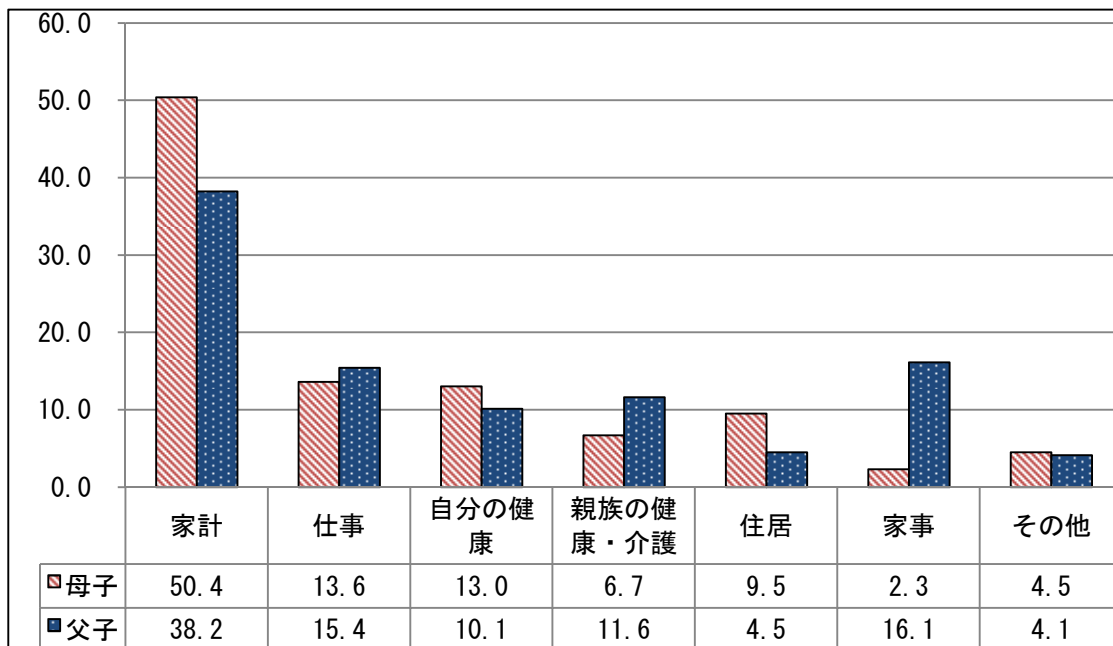
(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(8) ひとり親家庭で困っていること

ひとり親家庭の困っていることでは、母子家庭の場合、「家計」が50.4%、「仕事」が13.6%、「自分の健康」が13.0%となっています。父子家庭の場合、「家計」が38.2%、「家事」が16.1%、「仕事」が15.4%となっています。

困っていること

(単位：%)

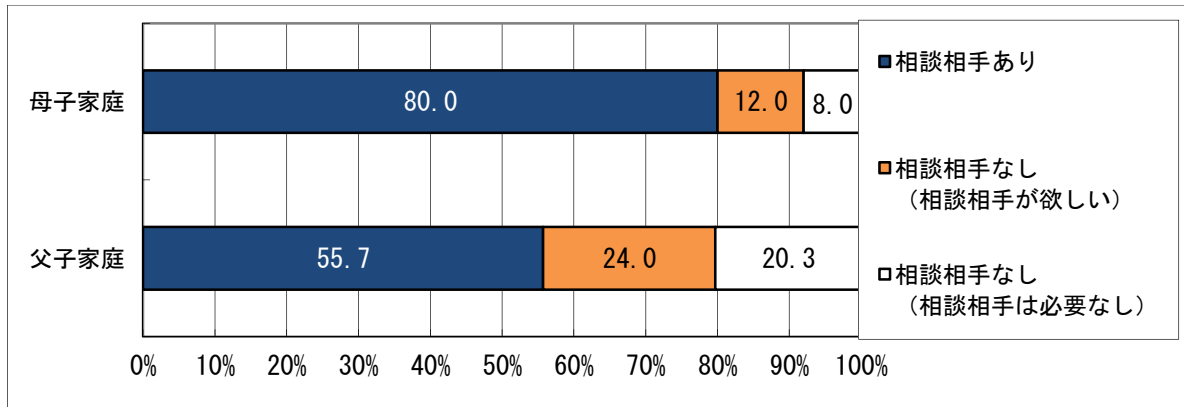


(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(9) 相談相手の有無

ひとり親家庭における相談相手の有無については、母子家庭で「有り」が80.0%、「無し」が20.0%、父子家庭で「有り」が55.7%、「無し」が44.3%となっています。

(単位：%)

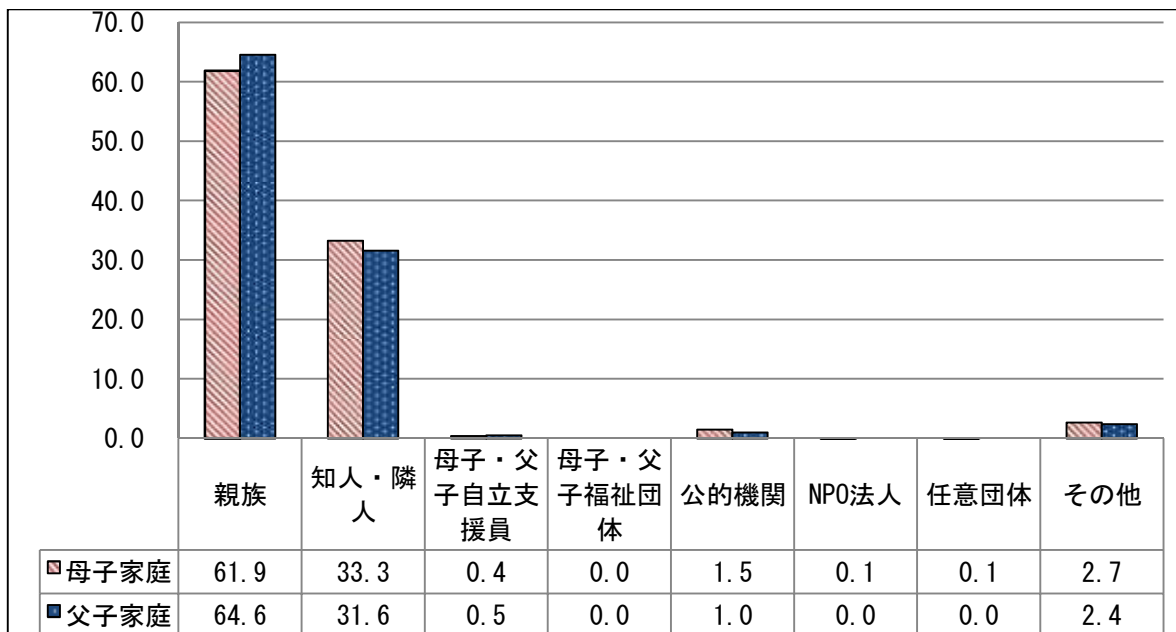


(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(10) 相談相手の内訳

ひとり親家庭における相談相手の内訳については、「親族」が一番多く、母子家庭で61.9%、父子家庭で64.6%。次いで「知人・隣人」が多く、母子家庭で33.3%、父子家庭が31.6%となっています。

(単位：%)



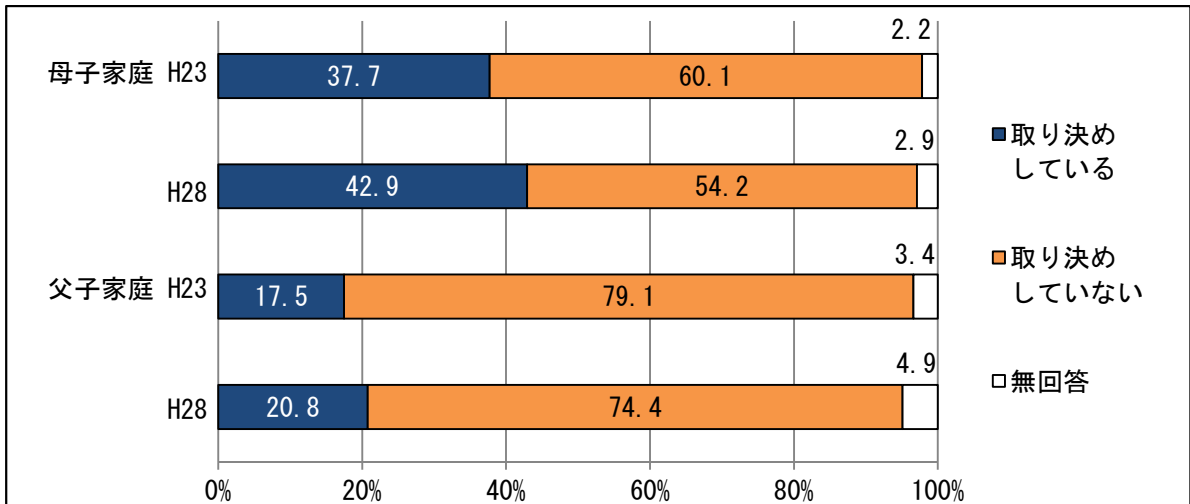
(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(11) 養育費の確保状況

養育費の「取決めをしている」ひとり親家庭は、全国ひとり親世帯等調査によると母子家庭で42.9%、父子家庭で20.8%であり、実際に養育費を「現在も受けている」のは、母子家庭で24.3%、父子家庭で3.2%となっています。

ア 養育費の取決め状況

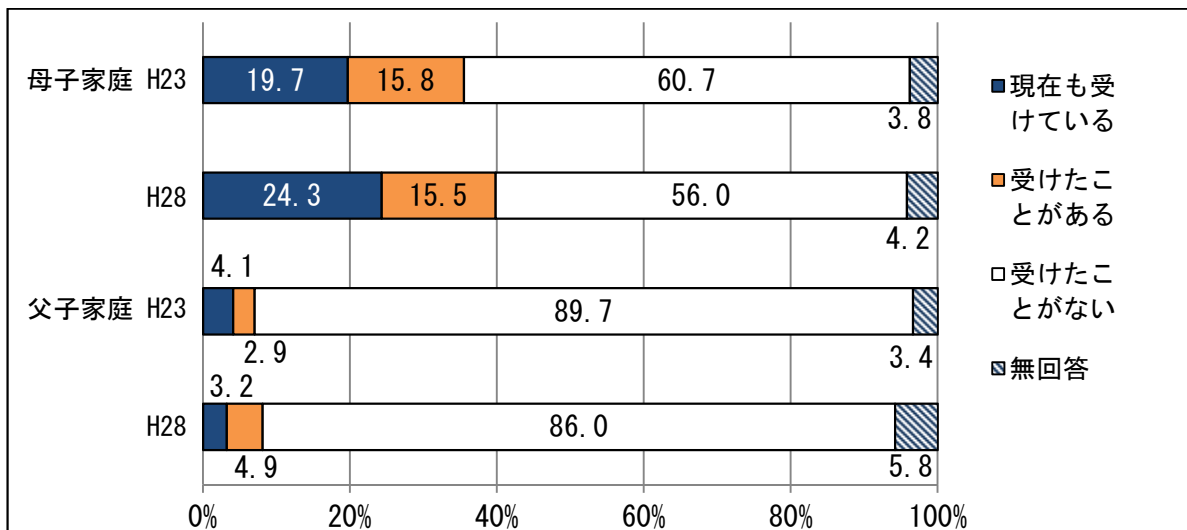
(単位：%)



(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

イ 現在の養育費の受け取り状況

(単位：%)

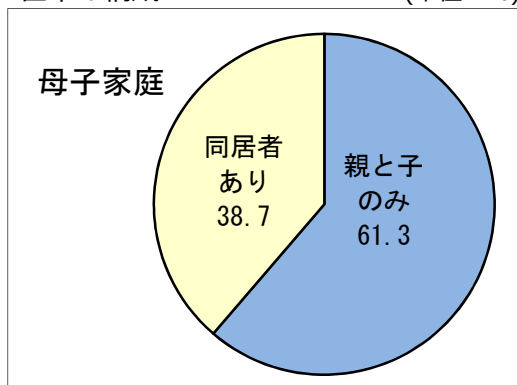


(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

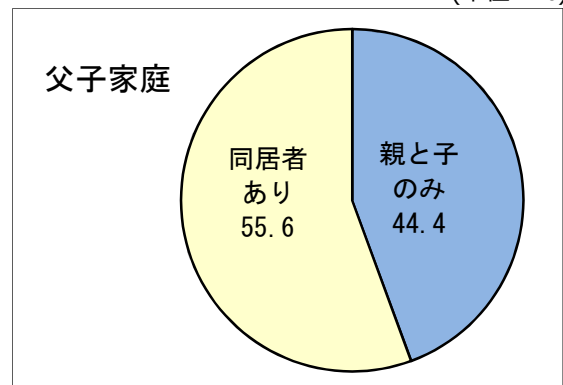
(12) ひとり親家庭の世帯構成割合

世帯の構成については、母子家庭の61.3%、父子家庭の44.4%が「親と子のみ」の世帯となっています。

世帯の構成 (単位：%)



(単位：%)



(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(13) 浜松市におけるひとり親家庭の状況

[ア 世帯構成割合]については、親と子のみの世帯比率が68.3%と全国ひとり親世帯等調査より高い状況にあります。(全国ひとり親世帯等調査 母子61.3%、父子44.4%)

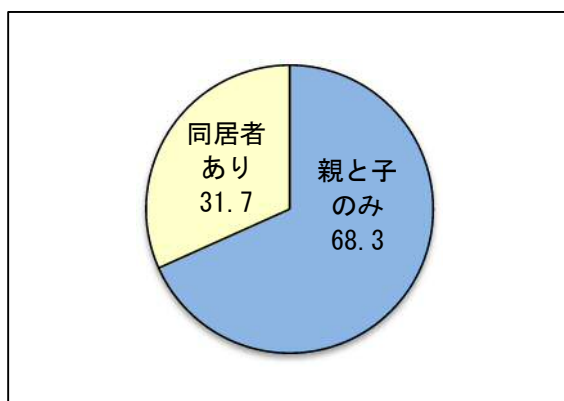
[イ 就業状況]については、「正規の職員」等は39.4%と全国ひとり親世帯等調査よりも低く、不安定な雇用等にある親が多い状況にあります。(全国ひとり親世帯等調査 母子44.2%、父子68.2%)

[ウ ひとり親世帯の収入](同居親族の収入を含む)については、300万円未満の世帯が64.1%と全国ひとり親世帯等調査よりも世帯収入が300万円未満の世帯の割合が高い状況にあります。

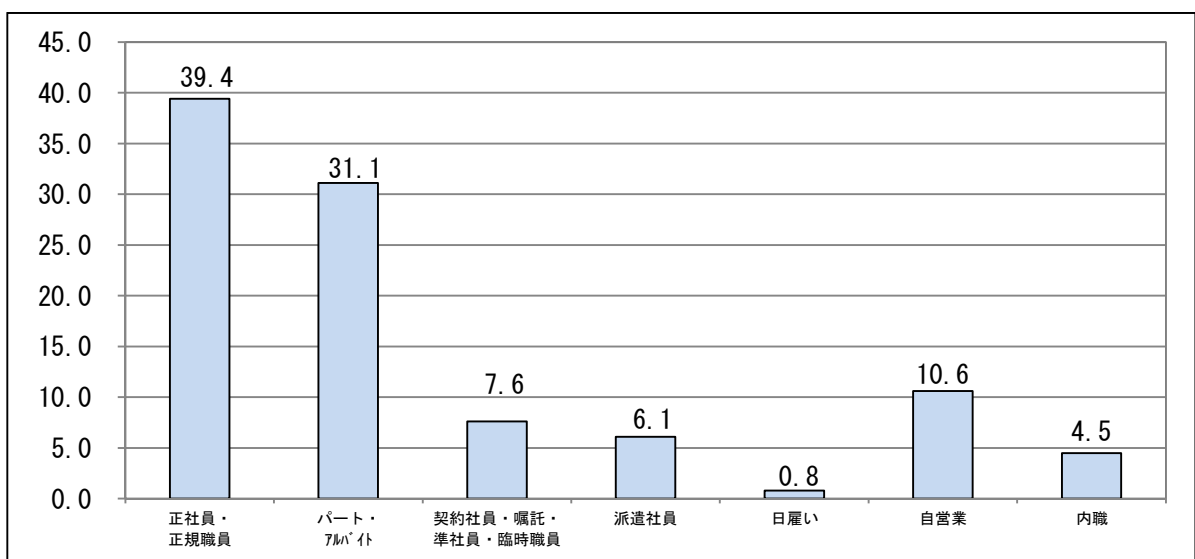
(全国ひとり親世帯等調査 世帯収入300万円未満の割合 母子49.8%、父子18.6%)

ア～ウより、ひとり親家庭の親は不安定な雇用による低収入の世帯割合が高く、親と子のみの世帯比率も高いことから[エ 世帯収入(全体調査との比較)]のとおり、当市におけるひとり親世帯の経済状況は、全国ひとり親世帯等調査の結果同様、厳しい状況にあることがわかります。

ア 世帯構成割合 (単位：%)

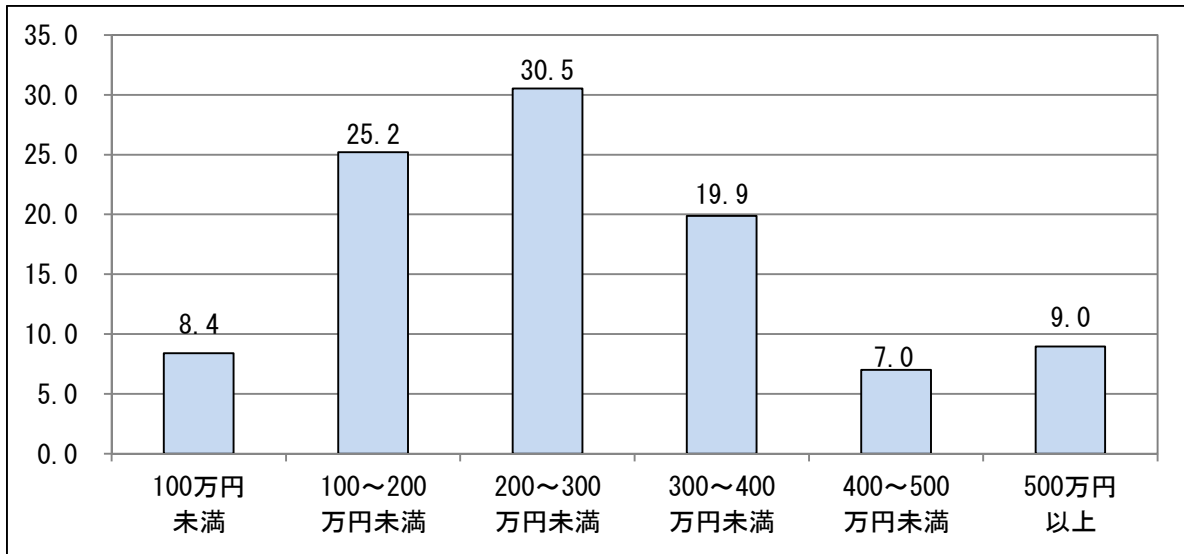


イ 就業状況 (単位：%)

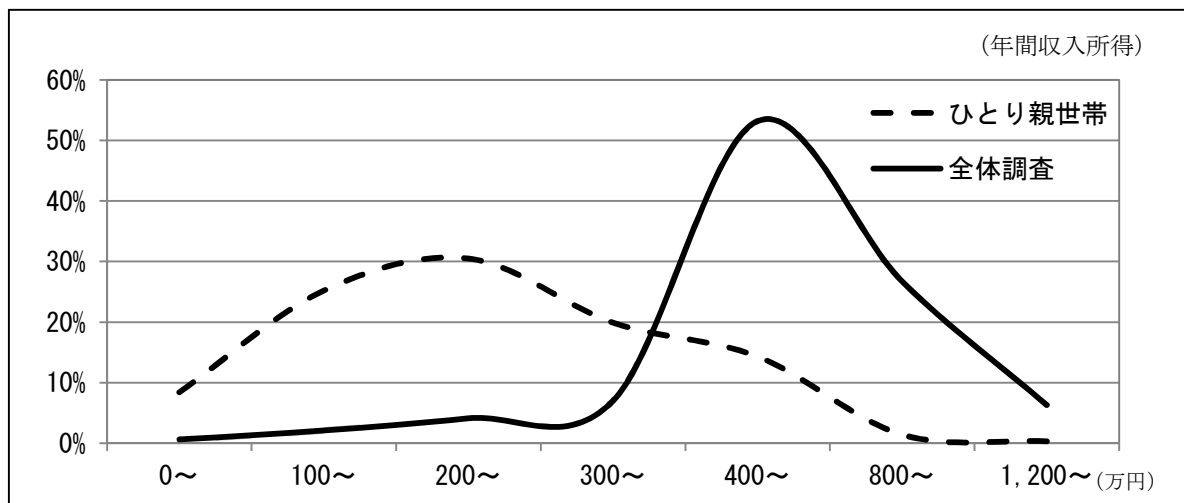


ウ ひとり親世帯の収入

(単位：%)



エ 世帯収入 (全体調査との比較)



全体調査:20歳未満の子供がいる世帯を対象(抽出型アンケート)。

世帯収入は、親子以外の同居親族の収入を含む。

(ア~エ 平成28年度 子どもの未来サポートプロジェクト策定に係るアンケート集計結果)

2 ひとり親家庭等自立促進の課題

(1) ひとり親家庭の子育て・生活

ア ひとり親家庭の68.3%（全国ひとり親世帯等調査 母子61.3%、父子44.4%）が「親と子のみ」の世帯となっており、ひとり親家庭の多くが子育てを他の家族に頼れない状況にあり、日常的な生活への支援が必要です。

イ 全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親家庭の相談相手の有無について母子家庭では20.0%、父子家庭で44.3%が「相談相手なし」と答えており、そのうち5～6割が「相談相手が欲しい」としています。また、「相談相手あり」と答えているひとり親家庭の相談先としては、「親族・知人等」が9割以上占めており、専門機関等への相談は1割にも満たない結果となっています。

ひとり親家庭における子供についての悩みでは、「教育・進学」が母子家庭58.7%、父子家庭46.3%と圧倒的に多く、また、ひとり親家庭で困っていることでは「家計」が母子家庭50.4%、父子家庭38.2%が最も多くなっており、母子世帯、父子世帯ともに教育環境や金銭的な問題について悩みを抱えていることが考えられます。

これらの結果から、ひとり親家庭の親は、悩みを抱えながらも、相談先が分からず相談相手を得にくい状況にあるため、相談窓口の利用促進が必要です。

(2) ひとり親家庭の収入と就業環境

ア 全国ひとり親世帯等調査母子家庭の過半数54.9%が年間就労収入200万円未満と、パート・アルバイト等の非正規雇用が多い状況にあり、安定した収入が得られる職業への就業に関する支援が必要です。

イ 求職の際、母子家庭の母の多くは、就業経験がない場合や、長期間仕事から離れている場合が多く、採用につながりやすい等、就業に関してさまざまな困難を抱えているため、仕事に必要な知識や資格の取得等、就業に関する支援が必要です。

ウ 父子家庭の父の多くは、就業しており、父子家庭の過半数66.4%が年間就労収入300万円以上となつてはいるものの、就業と子育ての両立しなければならないなか、仕事量を減らしたり転職を考えたりすることも考えられ、収入が減り経済的に厳しい状況になった場合や、転職に際しての資格取得等に関する支援が必要です。

エ ひとり親家庭における子どもの貧困率は非常に高い水準となっており、生活の安定を図るため、複合的にかかえる課題の解消に向けて、社会的かつ経済的な自立に向けた継続的な支援と個々の状況にあった支援を実施していく必要があります。

オ ひとり親世帯の収入は、両親世帯に比べて低い割合が高く、子供の養育などに対する経済的な支援が必要です。

(3) 養育費の取決め状況

離婚等により、ひとり親家庭となった子供へ支払われるべき養育費について、取決めをしている母子家庭は、平成28年度全国母子家庭等調査によると、42.9%と平成23年度の前回調査時より5.2%増、父子家庭は20.8%と3.3%の増となっており、養育費の取決めについては、認識がすすんでいる傾向にあります。

また、取決め後、現在も養育費を受けているのは、母子家庭で24.3%と平成23年度の前回調査時より4.4%増、父子家庭で3.2%と0.9%減となっており、養育費そのものの確保については厳しい状況にあります。

養育費についての認識は進んでいるものの、まだまだ低いことから、養育費についての周知や相談支援が必要です。

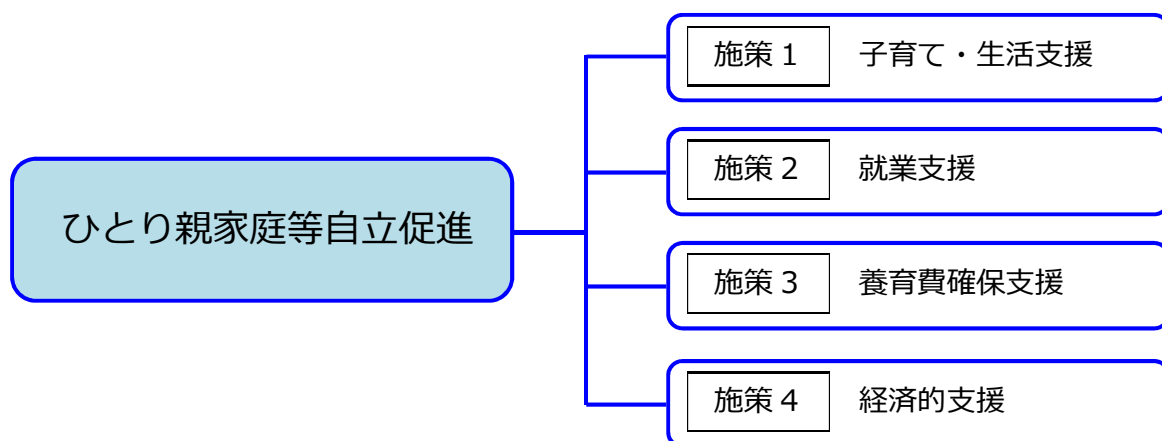
(4) 制度の周知・情報提供

ア 支援を必要とする人に必要な情報を提供できるよう、福祉制度等について、引き続き周知を図るだけでなく、離婚等を検討している親や離婚直後に対し、ひとり親家庭の支援等について周知を図ることも必要です。

イ ひとり親家庭の悩みは親自身の生活等に関わること、子育てに関わることなど多岐にわたり、個別の状況に応じてきめ細かな対応ができる人材の育成が必要です。

3 施策体系

ひとり親家庭等が、子育てと仕事を両立し、また、自立した生活が送れるよう「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」の4つの施策を柱とした各種事業を展開していきます。



第3章 具体的な支援施策

1 子育て・生活支援

(1) 子育て支援

子供が安心して養育・保育・教育が受けられるよう支援します。

- ① 認定こども園、保育所、放課後児童会への入所
入所選考において、必要な配慮を行います。
- ② ひとり親家庭等日常生活支援事業
ひとり親家庭の親が、技能習得のための通学や就職活動や残業、病気等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要になった場合、家庭生活支援員を派遣したり、支援員の居宅で子供を預かり、仕事等と子育ての両立を支援します。
また、必要なときに必要な人へ支援を提供できるよう、家庭生活支援員の確保も併せて進めます。
- ③ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業
家庭環境等に左右されることなく、子供の学習意欲や進学意欲に応えるため、大学生等のボランティアによる小・中学生の学習支援を行います。
- ④ 子育てに関する相談
各区の社会福祉課の窓口において、子供の養育や親子関係等の相談に応じるほか、悩みを抱えるひとり親家庭等の把握に努め、関係機関と連携し早期対応に努めます。
また、離婚を検討している親から窓口で相談があった際、各種支援の周知等に努めます。

(2) 生活支援

- ① 相談支援事業
ひとり親家庭等に対し、悩み事相談を開催し、行政の行う各種事業の情報提供や、自立支援のために必要な助言・指導などの支援を行います。
- ② 母子生活支援施設
 - (ア) 母子家庭の母が子供の養育を十分にできない場合は、必要に応じて母子生活支援施設への入所を勧め、母子指導員等の支援のもと自立更生を図ります。
 - (イ) 児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)の被害者は、複雑な家庭環境にあるため、警察、児童相談所、民生・児童委員等、関係機関と連携を図り、多様なニーズに応じた支援を行います。
- ③ 市営住宅への入居
入居選考において、必要な配慮を行います。

(3) 相互扶助にかかる支援

① 生活支援講習会等事業

子供の養育や教育等、日常生活で生じたさまざまな悩み事をひとり親家庭の親がひとりで抱え込まないように、ひとり親家庭の親同士が交流する場を設け、孤立の防止を図ります。

② 母子・父子福祉団体の周知

ひとり親家庭等に対する情報の提供などの自立支援活動を行う母子・父子福祉団体について、各区社会福祉課の窓口等にて周知し、ひとり親家庭同士のつながりを図ります。

2 就業支援

(1) 就業のための支援

① 母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援の充実強化

静岡県及び静岡市と共同で設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、就業情報の提供、職業紹介等、ひとり親家庭等の就業に関する総合的な支援を実施します。

(ア) 母子家庭等就業・自立支援センターのホームページで最新の求人情報の提供

(イ) 就業に関する相談や情報提供と併せて、生活相談等を実施^{※1}

② 自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭等の親のなかには、就業したことが無い、長期間仕事から離れていた人がおり、就職にあたり支援をする必要があります。このようなひとり親家庭等に対して、個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援を行います。

また、ハローワーク浜松との連携、母子家庭等就業・自立支援センターで実施する各種事業の活用により、一人ひとりに合った自立のためのプログラム策定と継続的な支援を行います。

③ 各就業支援事業の活用促進

ハローワーク浜松やジョブサポートセンター等、就業に関する関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭等の就業につながるよう、支援します。

また、各区役所、母子家庭等就業・自立支援センター、母子・父子福祉団体等を通じて、就業を支援するため、各種就業支援事業の周知を図ります。

(2) 資格・技能習得の支援

就業やキャリアアップにつながる資格や技能の習得を支援します。

また、資格・技能の習得によりひとり親家庭の親が適職に就けるよう、更なる制度の周知を図ります。

① 自立支援教育訓練給付金事業

本市指定の講座を受講し、修業した場合、給付金を支給します。

② 高等職業訓練促進給付金等事業

受講期間が長期間となるため、母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等日常生活支援事業等、他制度の利用を促し、修業に専念できる環境づくりを図ります。

- (ア) 看護師や介護福祉士等、本市指定の資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給します。
- (イ) 履修期間内の資格取得及び修業後の就職等への意欲をさらに高めるため、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月の給付金の増額支給を継続します。
- (ウ) 資格の取得により就職がしやすくなると見込まれる人に対して、就業時に利用できる制度の周知を行います。

③ 資格取得のための講習会（母子家庭等就業・自立支援センター）

介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修など、就業に役立つ技能・資格を取得するための講習会を実施します。

また、企業、ハローワーク等からの情報収集により、就業に結びつく可能性の高い講座の把握及び開催に努めるとともに、ひとり親家庭等の親への技術的・精神的サポートを行い、資格・技能習得後に速やかに就職ができるよう支援します。

(3) 事業主への啓発・周知

① 事業主への啓発

事業主に対し、ひとり親家庭等の親を対象とする求人情報についての提供の協力、雇用・勤務条件への配慮について依頼をします。

② 事業主に対する優遇制度の周知

事業主がひとり親家庭の親を一定の条件で雇用した場合に利用できる制度(特定求職困難者雇用開発助成金)について事業者へ周知を図ります。

3 養育費確保支援

(1) 養育費相談

離婚等により、ひとり親家庭となった子供へ支払われるべき養育費の確保を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費に関する相談を実施します。

また、養育費相談支援センターと連携して困難な事例への対応を図り、必要に応じて無料の法律相談を紹介し、課題解決に向けた支援をします。

(2) 養育費セミナー

「相手(元配偶者)と関わりたくない」、「相手に養育費を支払う能力が無いと思った」等の理由で養育費を請求しないケースがみられます。養育費の基礎知識や確保等についての理解を深め、適正な養育費の確保につなげるためのセミナー等を開催し、支援につなげます。

4 経済的支援

(1) 児童の育成等にかかる手当の支給

① 児童扶養手当

(ア) 父と生計を同じくしていない児童^{※1}を監護する母、及び母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ生計を同一にする父等で、所得額が一定未満の者に対して、国の制度に基づき手当を支給します。

(イ) 支給開始から5年または支給要件に該当する日から7年経過後において、特別な事由が無いにも係わらず就業または求職活動をしていない母については、手当額が2分の1に減額される措置があることから、このことを周知するとともに、就業支援を併せて実施します。

② ひとり親家庭等自立支援手当

ひとり親家庭等になって間もない世帯の経済的負担を軽減し自立を図るため、2人以上の児童を養育している児童扶養手当の受給者に対し、一定期間手当を支給します。

③ 遺児等福祉手当

児童の父母等が病気・災害等により死亡し、又は一定の障害の状態になった場合、その遺児等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

④ 交通遺児等福祉手当

児童の父母等が交通事故により死亡し、又は一定の障害の状態になった場合、その遺児等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

※1 児童とは、児童扶養手当法における18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者または20歳未満の政令で定める程度の障害の状態にある者を言います。

(2) 経済的自立のための相談・資金の貸付

① 母子父子寡婦福祉資金貸付金

- (ア) ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図り、子供の福祉を増進するため、その目的に応じ12種類の資金の貸付を行います。
- (イ) 子供の進学等に関する就学支度資金及び修学資金は、特にニーズが高いことから、適時適切に広報はままつ等による周知を図ります。
- (ウ) 計画的な償還ができるよう、貸付時に償還計画を作成する等、適切な貸付に努めます。

② 生活・生計の維持に関する相談

母子寡婦福祉会の会員等が、自身の経験を生かし、生活に関する相談に応じます。
また、ファイナンシャルプランナーによる生計に関する相談にも応じます。
これらの相談を介して、各種福祉制度等の利用も含めた長期的な生計の見込みを立てることで、計画的な自立を促します。

③ 経済的支援にかかる各種支援制度の周知

経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助制度や、交通遺児に対する育成資金貸付制度等、ひとり親家庭等の経済的自立の一助となる各種制度について、適切な周知・案内に努めます。

(3) 医療費負担の軽減

所得税非課税世帯のひとり親家庭の親及び児童に対して、保険診療にかかる医療費を助成します。

(4) 寡婦(夫)控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親家庭は、税法上の寡婦(夫)控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べ保育料等の支援に差が生じないよう、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。

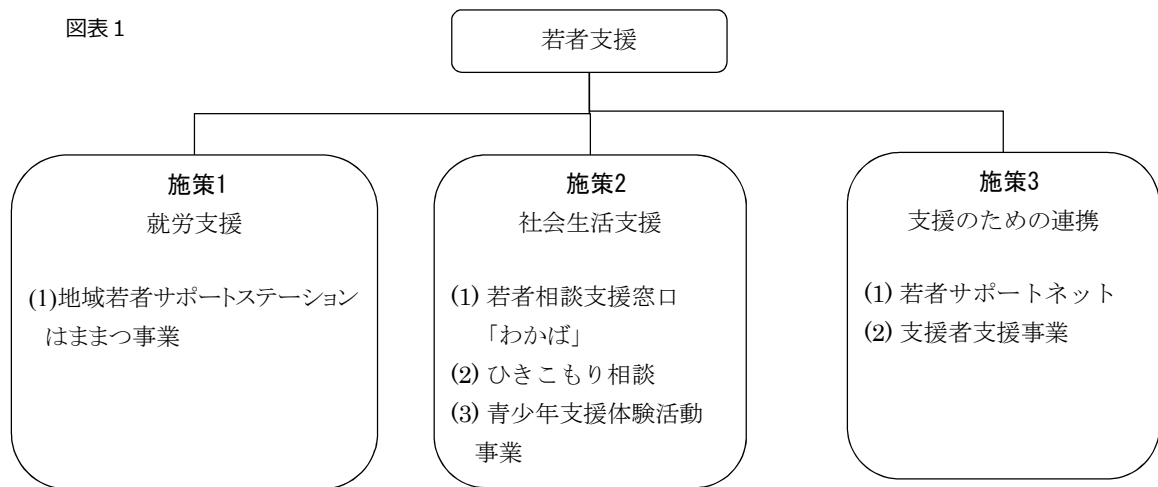
第4部 若者支援

浜松市若者支援計画

第1章 はじめに

ニートやひきこもり等の困難を抱える若者の問題が深刻化する中、平成22年4月に子ども・若者施策を総合的に推進するための「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成28年2月には子供・若者育成支援推進大綱が子ども・若者育成支援推進本部によって策定されました。

本市では、平成25年3月に浜松市若者支援計画(平成25年度～平成26年度の2か年計画)を策定して各施策に取り組み、平成27年度以降については、第1期子ども・若者支援プラン(以下「第1期プラン」という)の中で、図表1のように社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族を支援する施策を進めてきました。



第1期プランの各施策に取り組んだ結果や本市の若者の現状から、若者支援における以下のような課題が明確となりました。

1 支援機関同士の連携

第1期プラン推進体制のもと、若者支援地域協議会(若者サポートネット)を随時開催してきました。協議を重ねる中で、協議会構成機関からは、「若者の抱える困難は複雑多様化している」「単独の機関だけで支援することが困難な場合が増えている」「より支援機関同士の連携が必要」等の声があがっています。

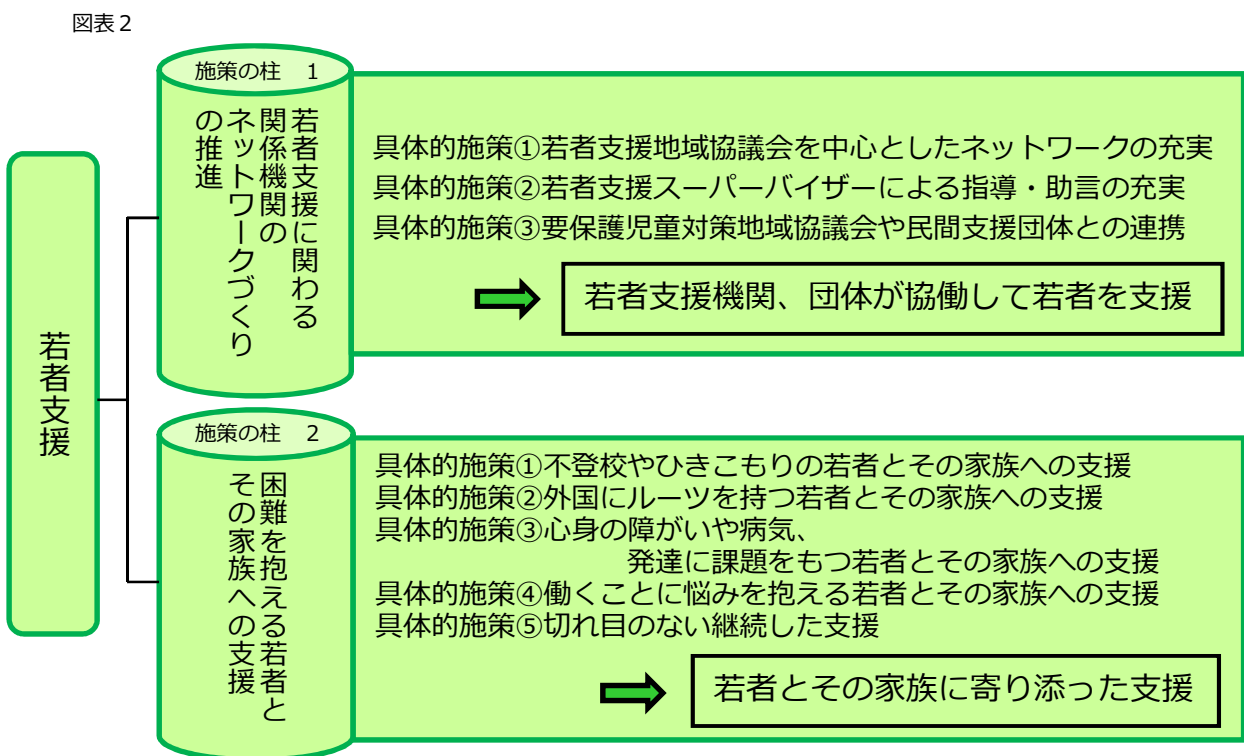
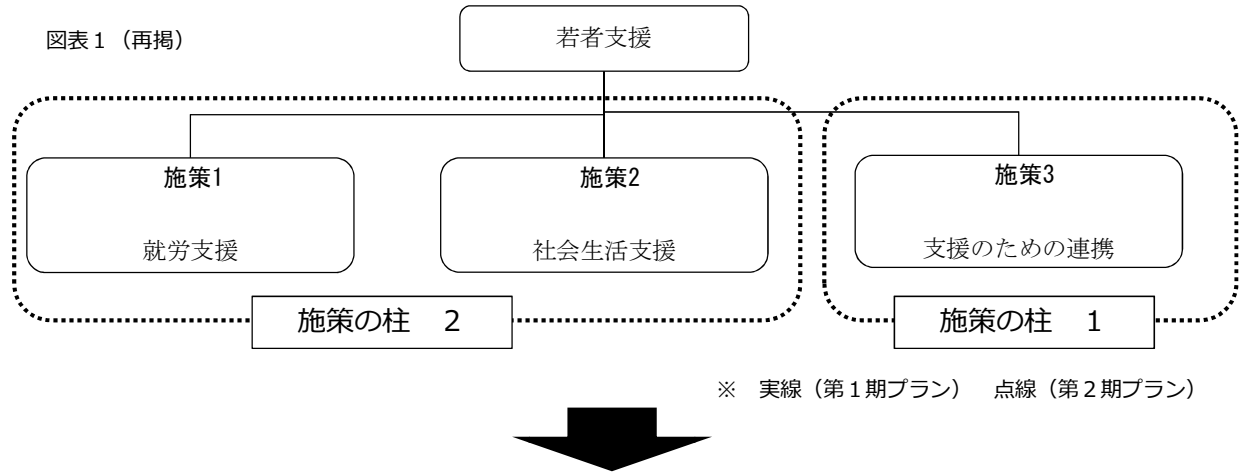
2 支援機関の周知・広報体制

本市には、若者の困難の状況に応じて専門の支援機関が設置されています。しかし、支援機関の情報が周知されていないと、その機能を果たすことができません。平成30年度実施の若者ニーズ調査(以下「ニーズ調査」)からは、広告物等の従来の媒体とともにSNS等の最新の媒体を含めた周知・広報体制の見直しが必要であることが明らかとなりました。

3 相談体制

上記2に加えて、ニーズ調査からは、「休日や夕方以降にも相談がしたい」「メールやSNSを活用した相談窓口が必要」等の意見が出されました。現在設置されている若者支援機関において、若者に寄り添った相談体制が必要です。

第1期プランでの課題を受けて、第2期子ども・若者支援プラン（以下「第2期プラン」という）では、引き続き困難を抱える若者とその家族への支援として、図表2のような施策へと発展的に整理し、若者支援施策を推進します。



第1期プラン「施策3 支援のための連携」を、第2期プランでは「施策の柱1 若者支援に関わる関係機関のネットワークづくりの推進」として発展的に整理し、若者支援地域協議会を中心とした連携体制を推進します。

また、第1期プラン「施策1 就労支援」「施策2 社会生活支援」を、第2期プランでは「施策の柱2 困難を抱える若者とその家族への支援」として集約させ、困難の状況に応じた具体的施策と、新たに、ライフステージの変わり目における切れ目のない継続した支援を盛り込み、関係機関同士が連携して安定した支援を目指します。

第2章 若者をめぐる現状と課題

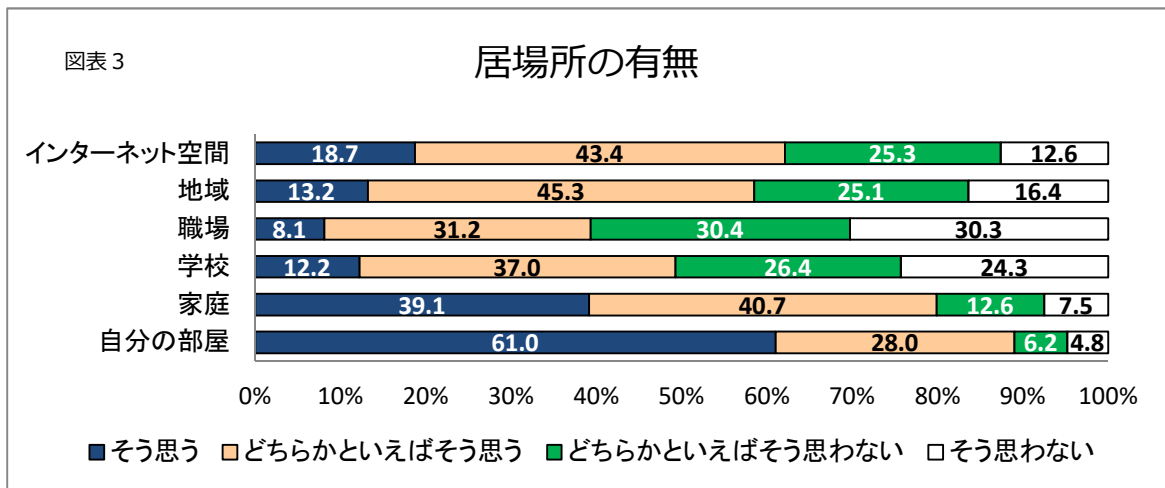
I 若者の現状

1 社会環境の変化

第1期プランの策定から5年が経過する中、毎年度内閣府から発行される「子供・若者白書」からわかる、若者を取り巻く社会環境の主な変化としては以下のような点が挙げられます。

<インターネットの普及>

全国の15歳から29歳までを対象に国が実施した「平成28年度子供・若者の意識に関する調査」では、自分の「居場所」として、自分の部屋が89.0%、家庭が79.8%、インターネット空間が62.1%となっています。



【平成29年度版 子供・若者白書】

その他傾向

- ・他者と関わる際に、インターネットは手軽で利便性があると感じている。
- ・インターネット空間では、他者との意思疎通などコミュニケーションの質に物足りなさや不安を感じている。

<就労等に関する意識の変化>

全国の16歳から29歳までを対象に実施した「平成29年度子供・若者の意識に関する調査」では、就労等に関して不安や悩みを抱えている若者が同平成23年度調査に比べて減少はしているものの、依然として多いことが分かりました。

その他傾向

- ・仕事よりも家庭・プライベートを優先したいという考えが増えている。
- ・転職を否定的に捉えている若者はそれほど多くない。
- ・キャリア教育の効果を感じている若者が多い。

【平成30年度版 子供・若者白書】

<長期化するひきこもり>

全国の満15歳から満39歳までを対象に国が実施した「平成27年度若者の生活に関する調査」では、対象人口の1.57%に当たる54.1万人がひきこもり状態にあると推計されました。また、全国の満40歳から満64歳までを対象に実施した「平成30年度生活状況に関する調査」では、対象人口の1.45%に当たる61.3万人がひきこもり状態にあると推計されました。

- ・専業主婦や家事手伝いでひきこもり状態の者も存在する。
- ・ひきこもり状態になってから7年以上の者が半数近くにも及ぶ。
- ・初めてひきこもりの状態になった年齢が全年齢層に大きな偏りなく分布している。
- ・退職したことをきっかけにひきこもり状態になったものが多い。
- ・どの年齢、どんな立場の者でも、多様なきっかけでひきこもりになりうる。

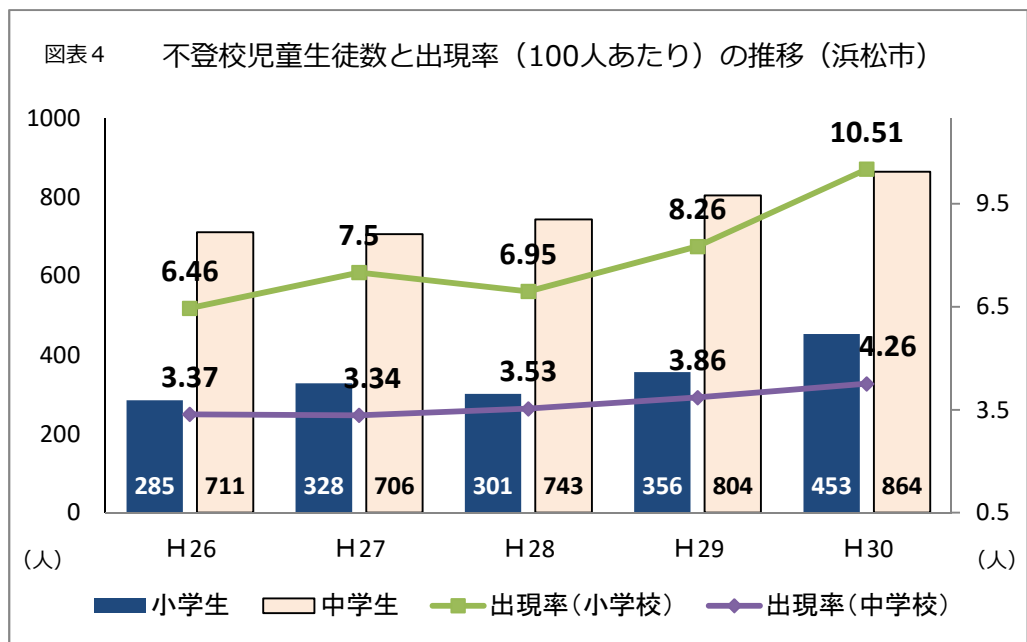
【令和元年度版 子供・若者白書】

2 浜松市の若者の現状

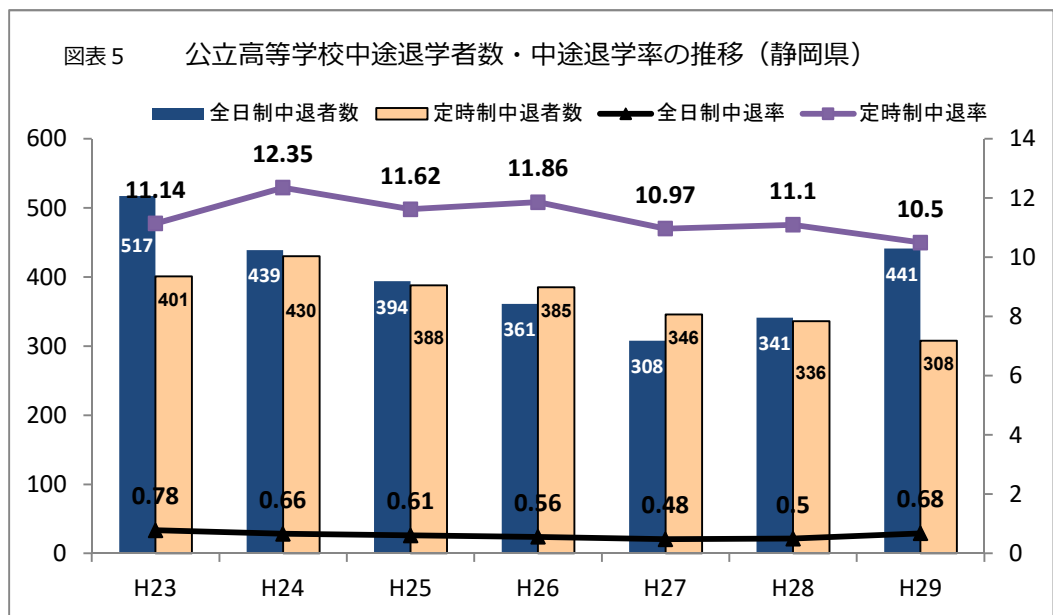
(1) 不登校、中途退学の状況

本市の不登校児童生徒数は、全体として上昇傾向にあり、小学校に比べて中学校の方が多くなっています。また、児童生徒の100人あたりの出現率についても、年々高くなっていることがわかります。特に、小学校児童の出現率の増加が著しくなっています。

高等学校の中途退学率は、全日制はほぼ横ばい、定時制では若干の減少傾向にあります。しかしながら、定時制の中途退学率は、全日制の約15倍と高くなっています。



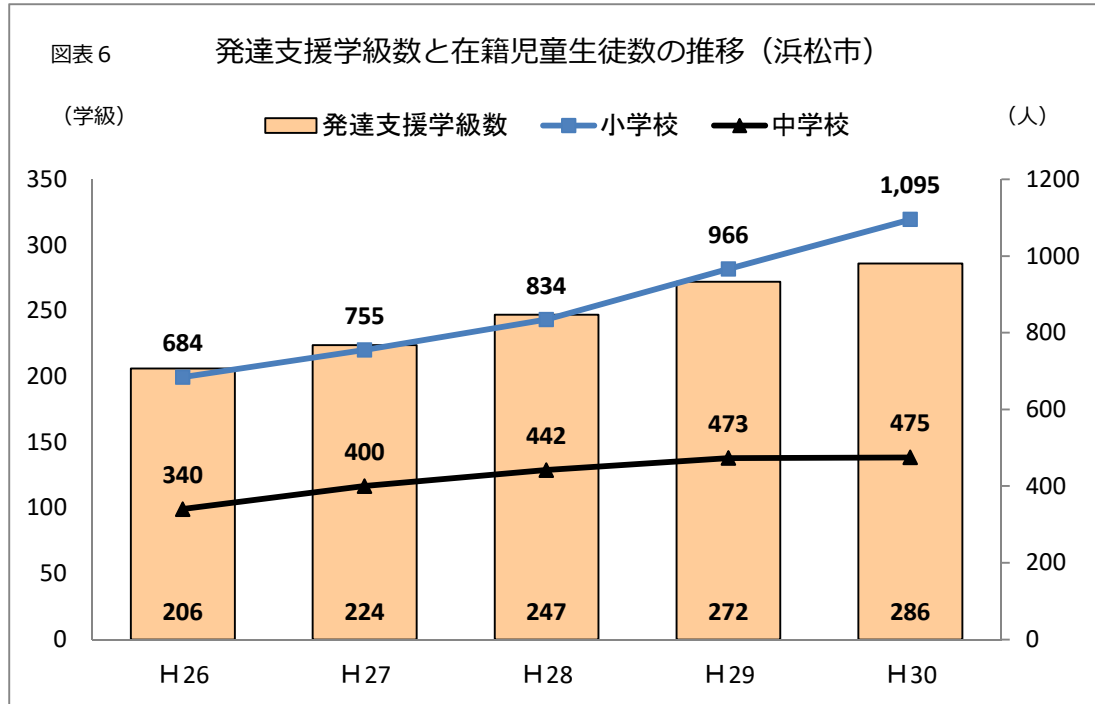
【学校教育部指導課】



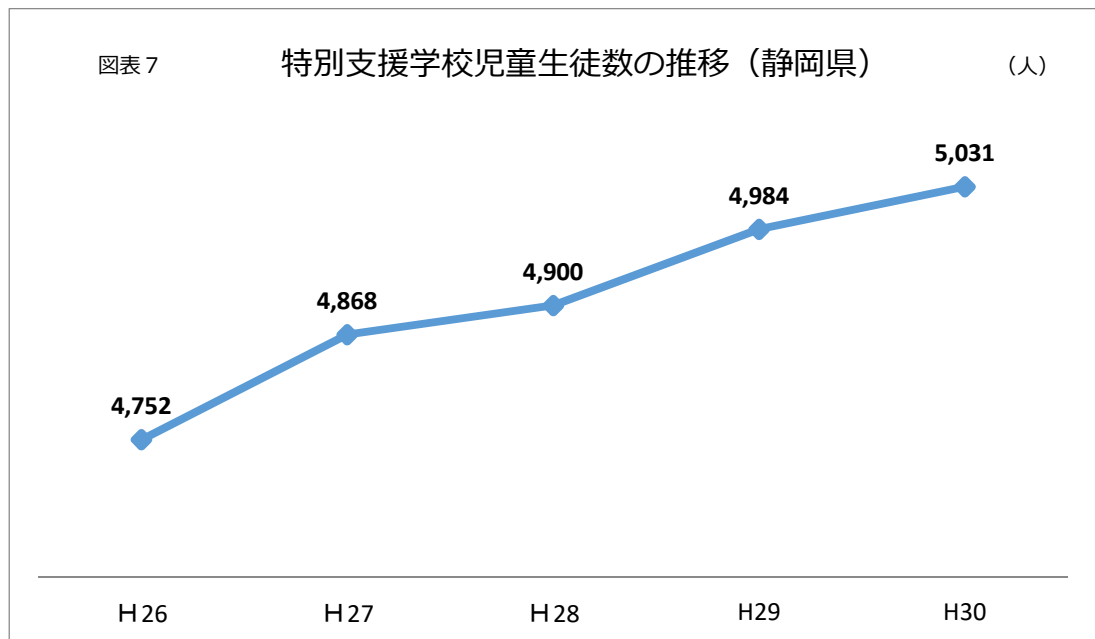
【第3期静岡県子ども・若者計画】

(2) 特別支援教育の状況

静岡県の特設支援学校や浜松市の発達支援学級の児童生徒数は、増加傾向にあります。特に、浜松市の発達支援学級では、小学校において増加が著しくなっています。それに伴って、本市の発達支援学級の設置数も206学級（H26）から286学級（H30）と増えています。発達支援学級、特別支援学校の児童生徒数が増える中、個々の児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導の充実がより一層求められています。



【学校教育部指導課】



【第3期静岡県子ども・若者計画】

(3) ひきこもりの状況

全国の15歳から39歳のひきこもりの数は、平成27年実施の内閣府調査によると、54.1万人と推計されています。このことを基に浜松市のひきこもりの数を推計すると、3,390人となりました。一方、平成19年度から平成30年度の浜松市ひきこもり地域支援センターの総相談人数は733人です。平成30年度は、200人で、15歳から39歳のひきこもりが全体の約8割をしめています。長期化するひきこもりの傾向からも、潜在的な相談者を早期に支援へつなげる手立てが急務となっています。

図表8 15歳から39歳のひきこもりの推計数（H27）

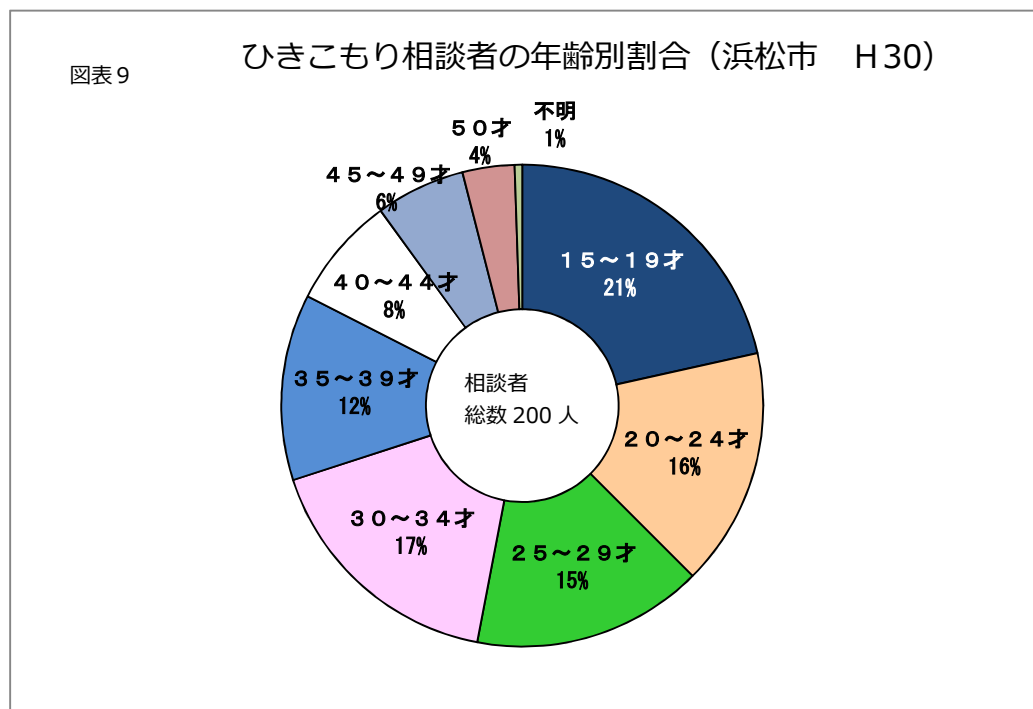
区分		状態	有効回収率占める割合	全国の推計数	浜松市の推計数
広義のひきこもり	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06%	36.5万人	2,260人
	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	12.1万人	750人
		自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16%	5.5万人	340人
				54.1万人	3,350人

【内閣府「若者の生活に関する調査」(H28)】

※20歳以上のひきこもりについては、WMH調査としてまとめられた研究において、ひきこもりの状態にある子供をもつ世帯は0.5%であると言われている。浜松市の世帯数（令和元年10月1日現在340,869世帯）で計算すると、1,704世帯と推計される。

図表9

ひきこもり相談者の年齢別割合（浜松市 H30）

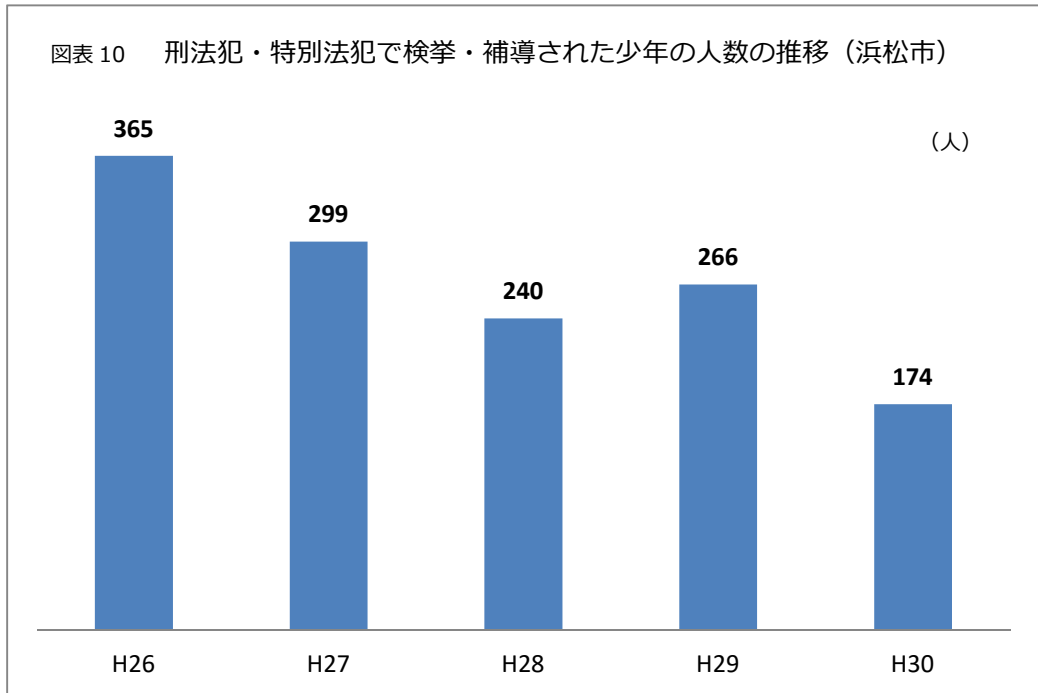


【精神保健福祉センター】

(4) 少年非行の概況

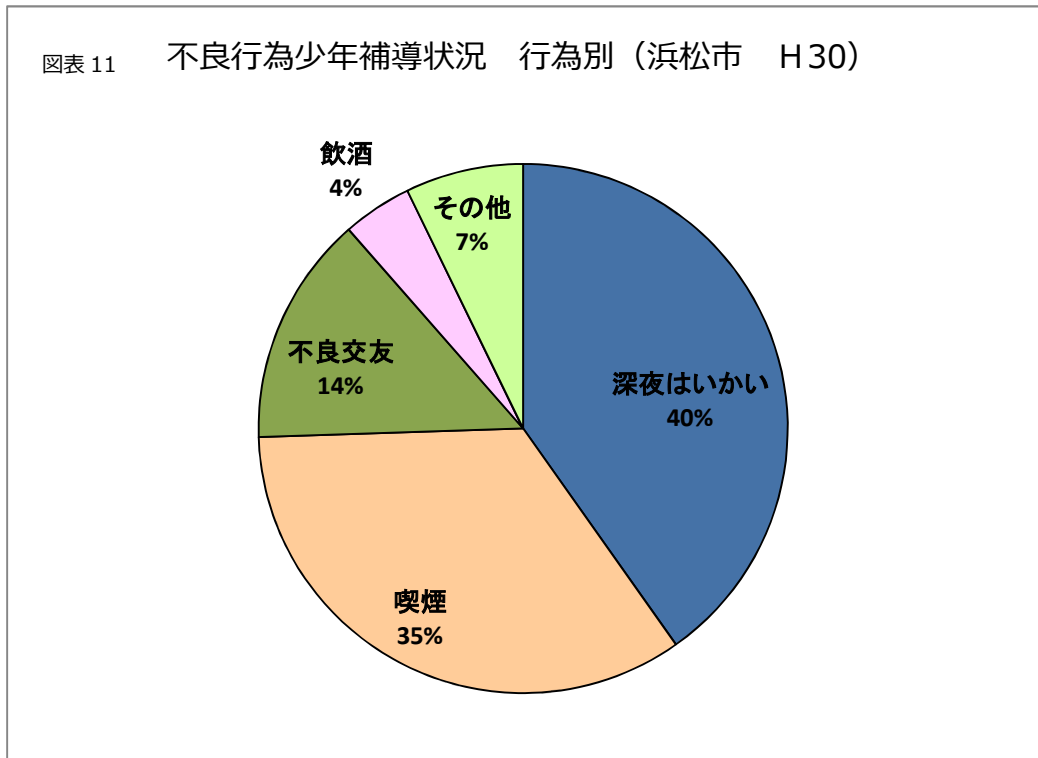
刑法犯・特別法犯で検挙・補導された少年は、全体的に減少傾向にあります。また、不良行為により補導された少年の行為別をみると、深夜はいかいが40%と最も多く、喫煙や不良交友が続く結果となっています。深夜はいかいは、非行の入口となることから、学校、地域と連携して声掛けによる見守りが必要です。

図表10 刑法犯・特別法犯で検挙・補導された少年の人数の推移（浜松市）



【静岡県警察本部少年課】

図表11 不良行為少年補導状況 行為別（浜松市 H30）

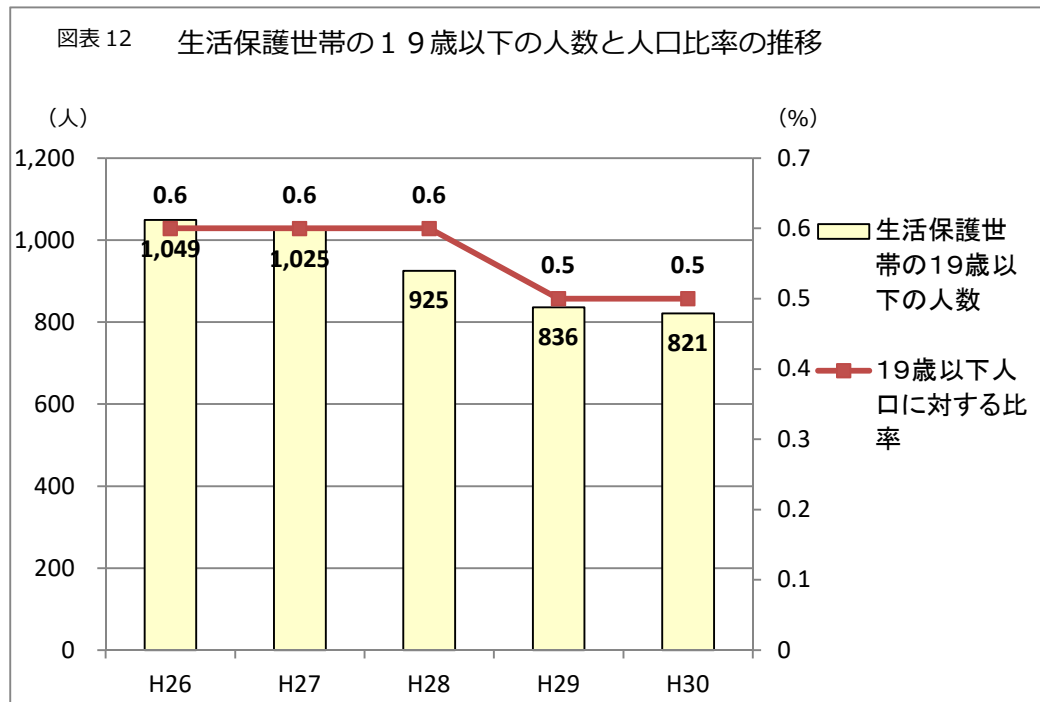


【静岡県警察本部少年課】

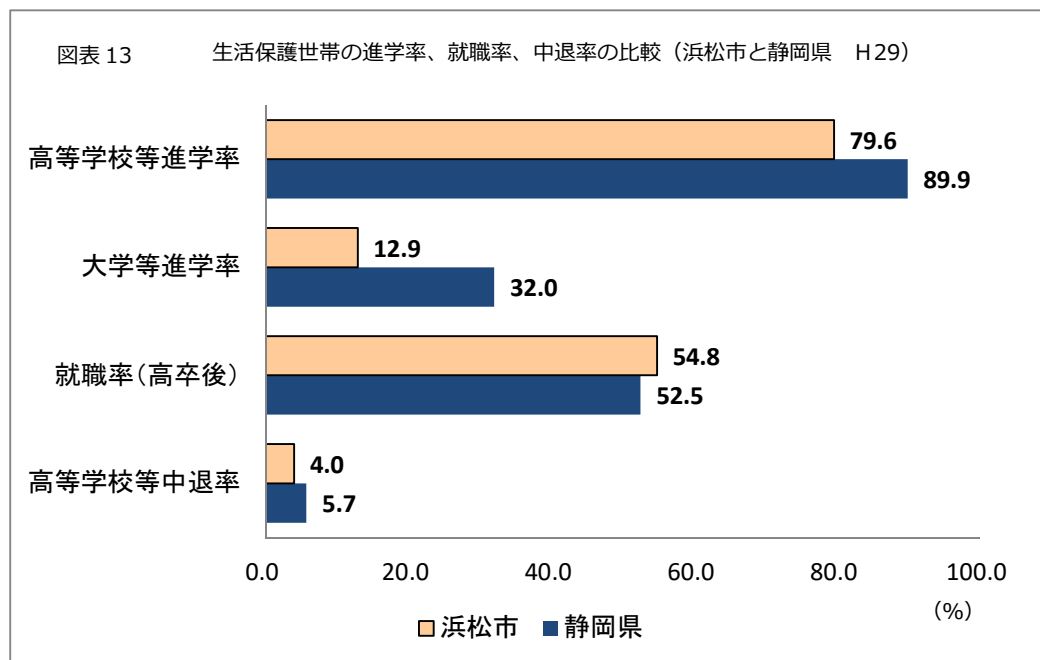
(5) 貧困の状況

本市の生活保護世帯に属する19歳以下の人数及びその人口に対する比率は、緩やかな減少傾向にあります。また、本市の平成29年度の生活保護世帯の進学率、就職率、中退率を静岡県と比較すると、高等学校等進学率、大学進学率はともに下回っていることがわかります。

貧困は子供・若者の生活や成長に様々な影響を及ぼすことから、学習支援や経済的支援等の推進が必要です。



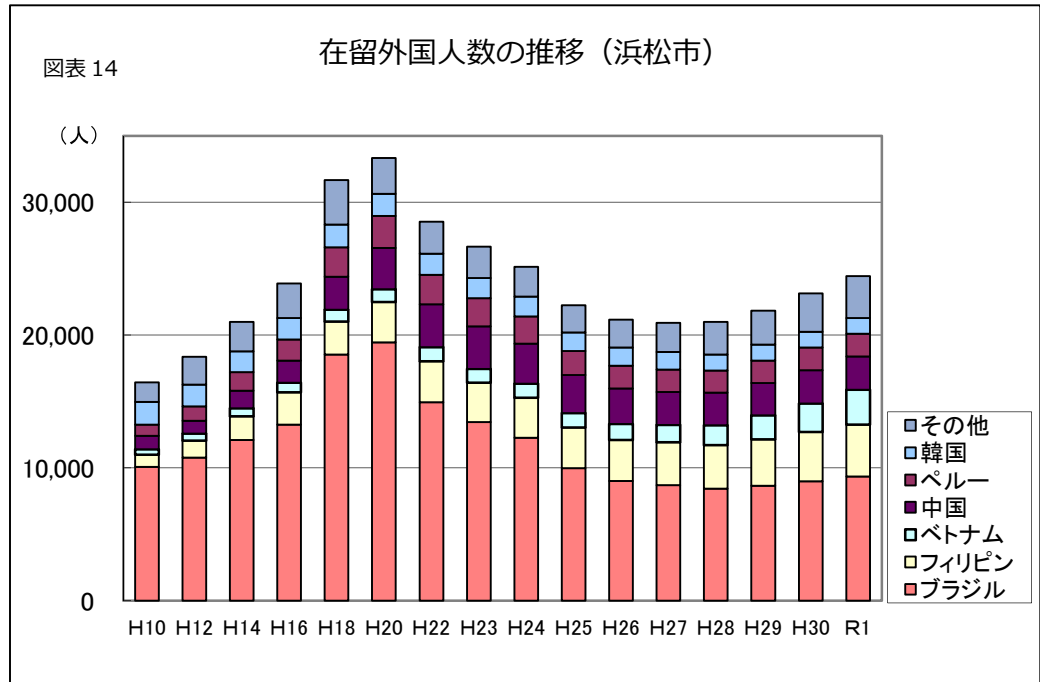
【浜松市人口統計、健康福祉部福祉総務課】



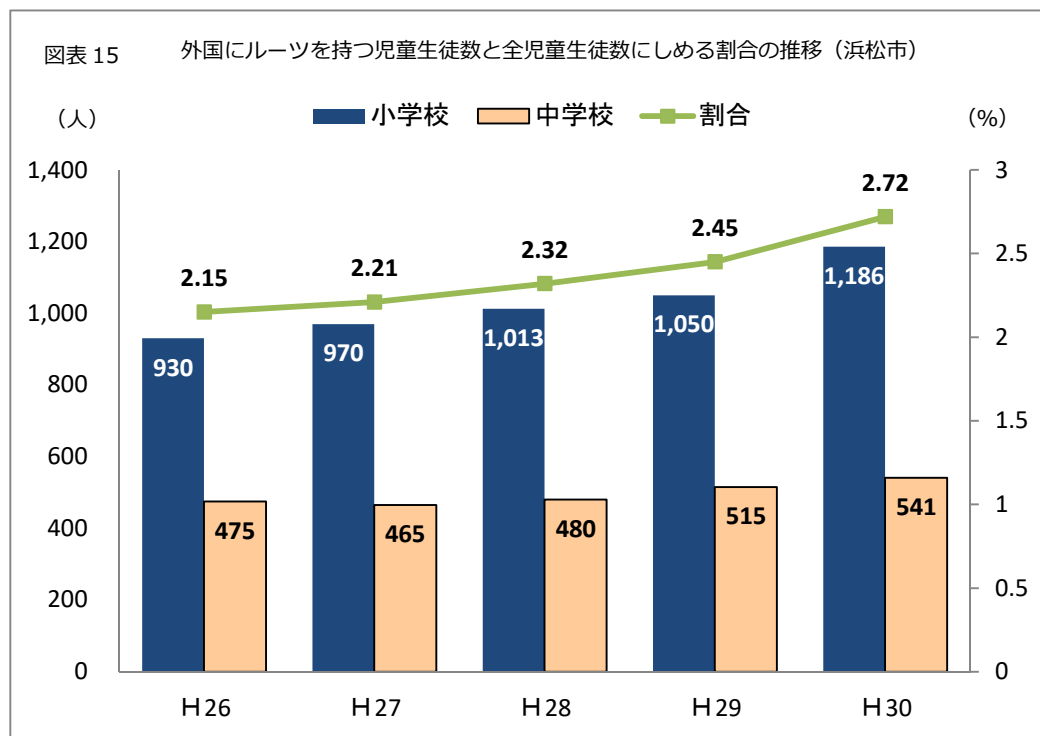
【健康福祉部福祉総務課、第3期静岡県子ども・若者計画】

(6) 外国人住民の状況

本市に在留する外国人の数は、平成20年を境に一旦減少し、近年再び増加傾向にあります。それに伴って、外国にルーツを持つ児童生徒数も増加し、全児童生徒数をしめる割合も年々増加しています。様々な国からの在留が増えていることから、より一層の多文化共生意識の向上に努め、言葉の問題等、外国にルーツを持つ児童生徒・家族への支援の充実が求められています。



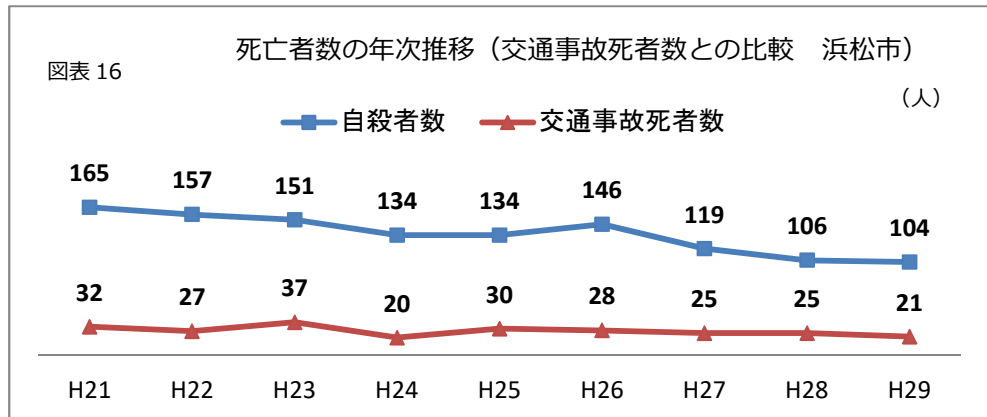
【国際課】



【学校教育部指導課、学校教育部教育総務課】

(7) 自殺の状況

本市の自殺による死亡者数は、全体的に減少傾向にあります。しかしながら、交通事故死者数と比較すると、80件以上多く自殺があることがわかります。また、全国の若者の死因順位をみると、15歳から39歳の全てで「自殺」が最も多くなっています。さらに特定された原因・動機では、健康問題が多く、次いで家庭問題、勤務問題、経済・生活問題が挙げられています。本市では、「浜松市第3次自殺対策推進計画」を策定し施策を進めていますが、さらなる施策の推進と早期支援が求められています。

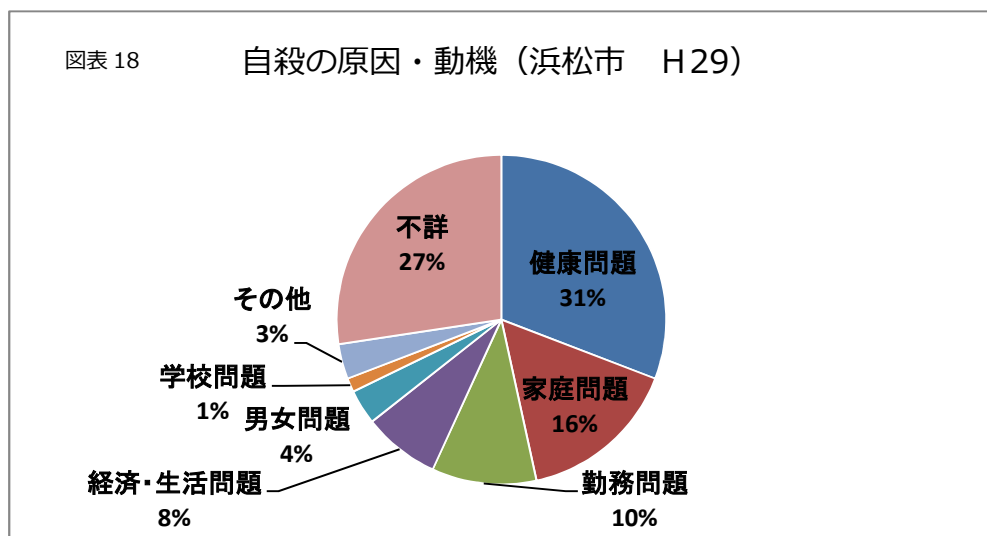


【浜松市第3次自殺対策推進計画】

図表 17 若者の死因順位（全国 H28）

年齢階級	第1位	第2位	第3位
15～19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
20～24歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
25～29歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故
30～34歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故
35～39歳	自殺	悪性新生物	心疾患

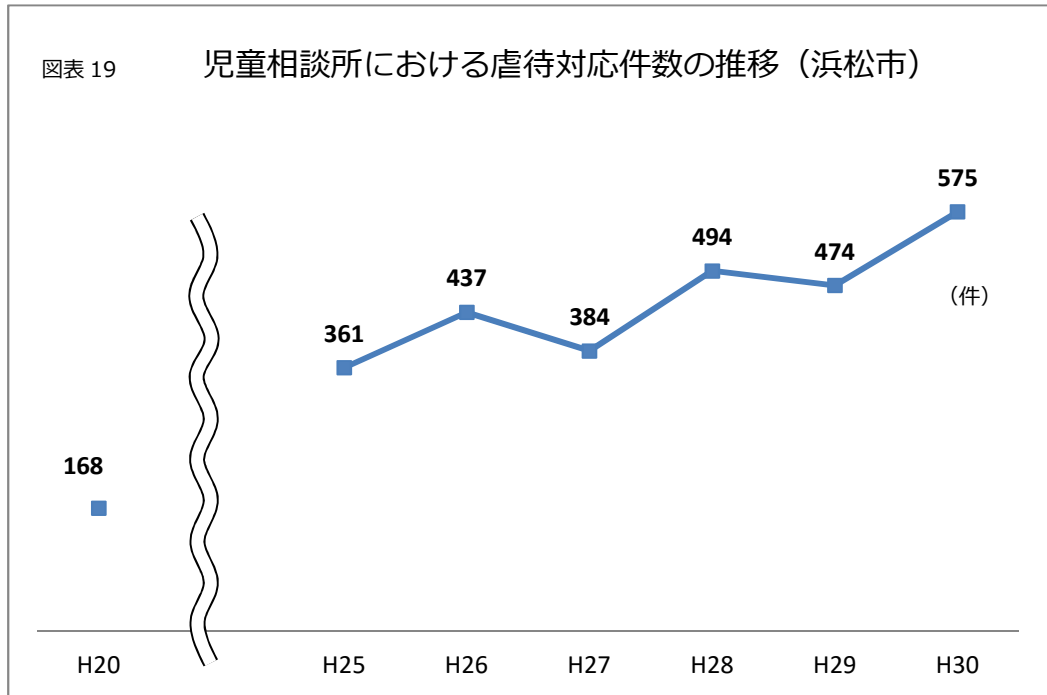
【厚生労働省平成30年度版「自殺対策白書」】



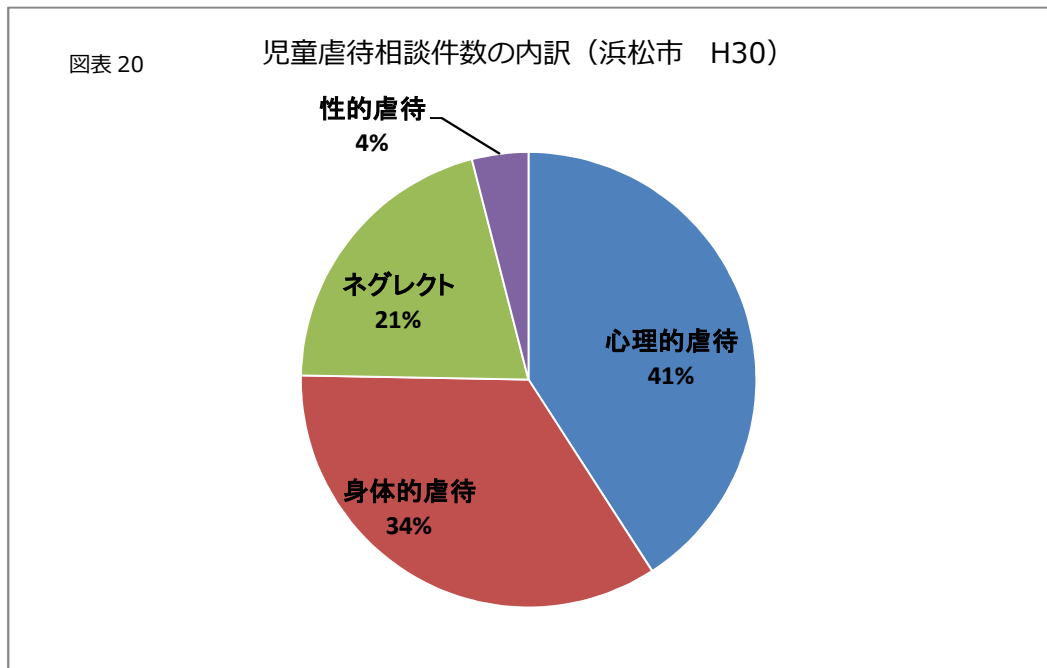
【浜松市第3次自殺対策推進計画】

(8) 児童虐待の状況

本市において、児童相談所に対応した児童虐待の相談件数は増加傾向にあります。10年前の平成20年度の相談件数168件と比較すると、平成30年度は約3.4倍に増加し、575件となっています。相談の内訳は、心理的虐待が41%と最も多く、身体的虐待、ネグレクトと続いています。15歳から39歳は、児童虐待の被害者にも加害者にもなりうる年代です。予防とともに、早期発見・早期支援、個々のケースへの的確で迅速な対応と家族を支える支援が求められています。



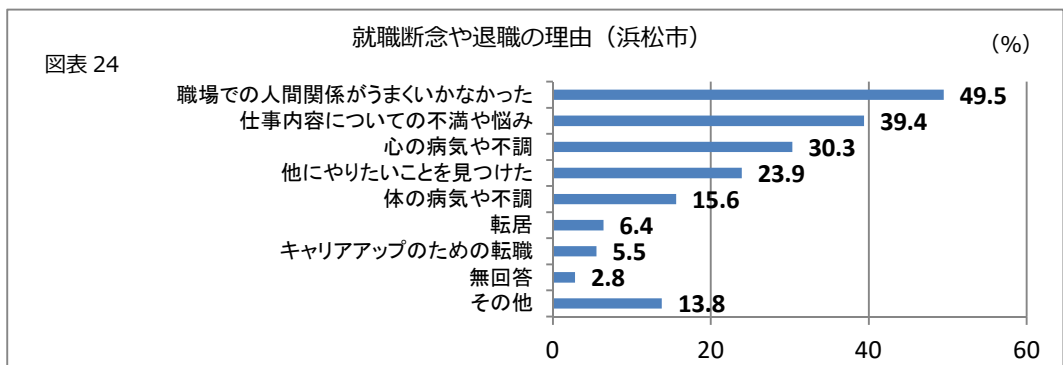
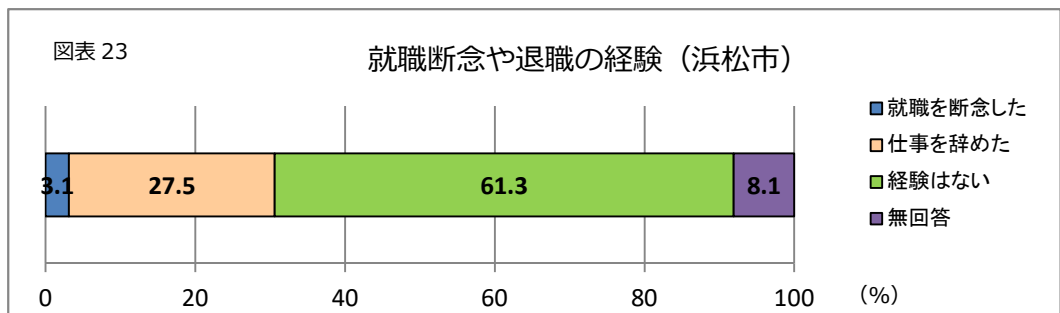
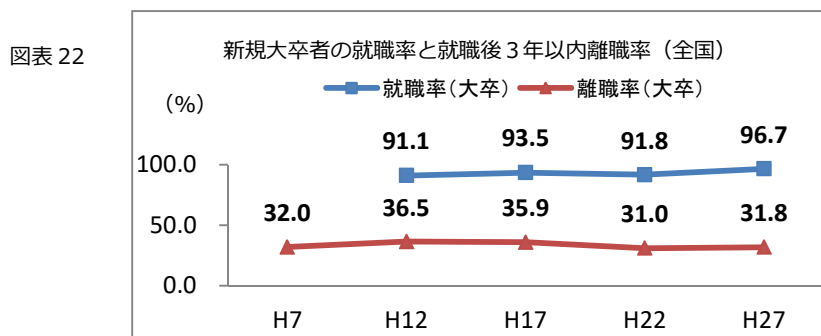
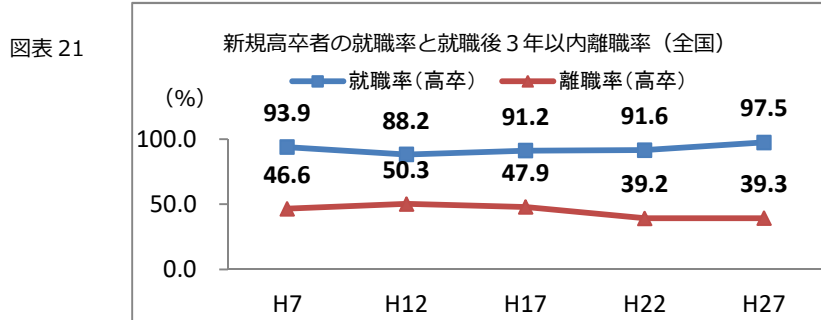
【浜松市児童相談所】



【浜松市児童相談所】

(9) 就労の状況

全国の新規学卒者の就職率は、大卒、高卒ともに高水準となっています。しかしながら、就職後3年以内の離職者が新規高卒者の約4割、新規大卒者の約3割に及ぶ状態が続いています。一方、浜松市若者ニーズ調査では、支援機関を利用している若者の約3割が、就職を断念したり仕事をやめたりしたことがあると回答しています。その理由として、「職場での人間関係がうまくいかなかった」ことを挙げた若者が約5割と最も多く、適性に合った職場への就職に向けた支援とともに、就職後も支援を継続できるような仕組みづくりが求められています。



【浜松市若者ニーズ調査】

(10) 浜松市若者ニーズ調査

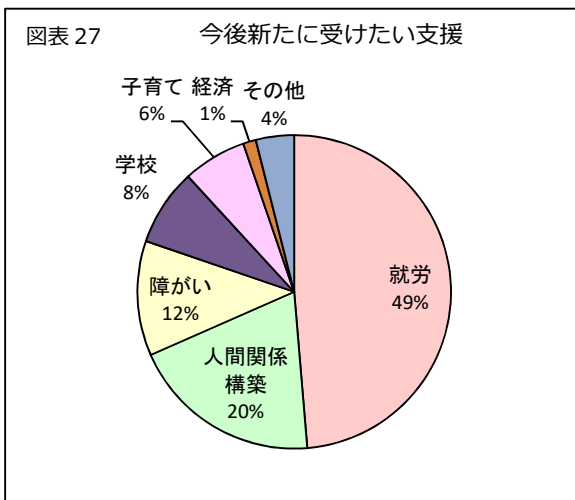
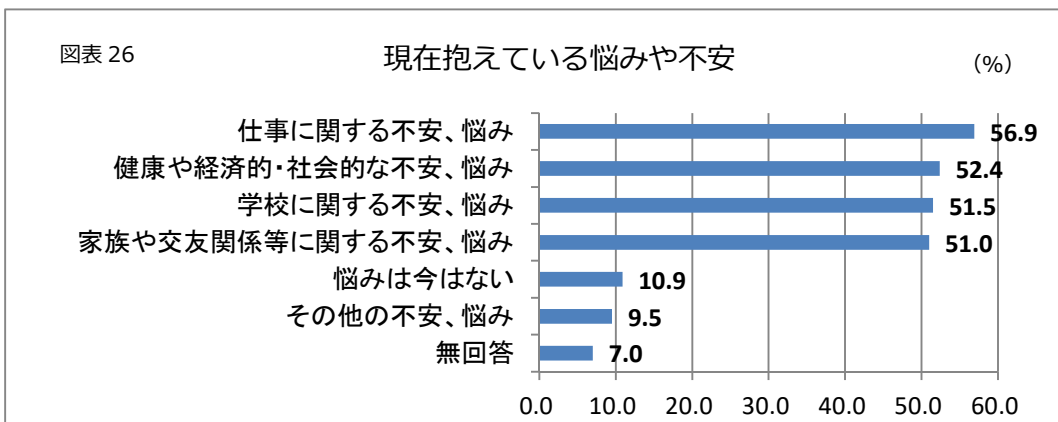
本プラン策定にあたり、若者の現状や支援の実態・今後の支援ニーズ等を把握するために、若者ニーズ調査を平成30年度に実施しました。実施した調査は以下のとおりです。

図表 25

	若者アンケート調査	支援機関ヒアリング調査
対象	市内支援機関を利用している若者	若者の支援をしている市内支援機関
期間	H30.11.12～H31.1.31	H30.10.22～H30.11.30
回収状況	357件（全731件中48.8%）	74機関（全113機関中65.5%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○進学について ○就職について ○不安や悩みについて ○助けになったと感じる支援について ○今後受けたい支援について 	<ul style="list-style-type: none"> ○若者が抱える困難内容について ○若者が抱える困難原因について ○今後必要な支援や環境について

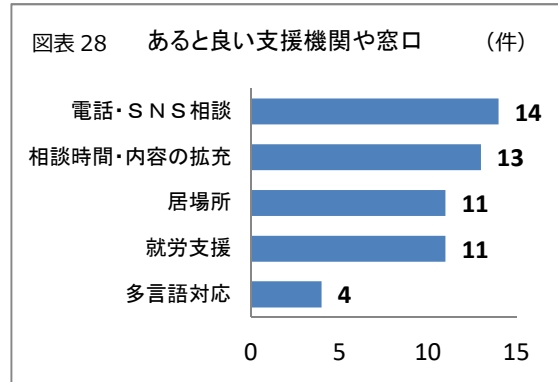
<若者アンケート調査結果>

若者の抱えている悩みや不安をまとめると、図表26のとおりとなります。仕事に関するものが最も多く、次いで経済的なもの、学校に関するもの、家族等に関するものとなっています。

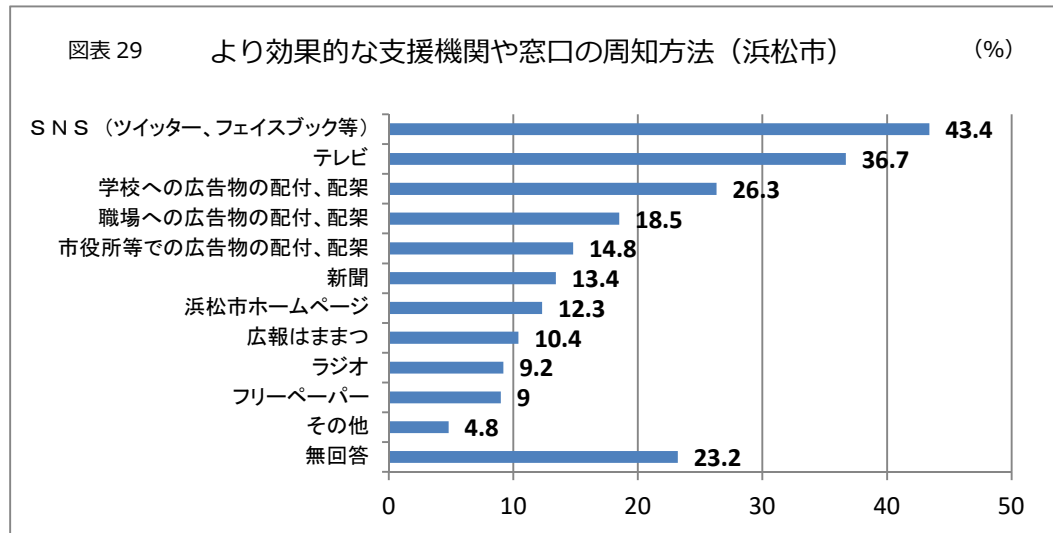


今後新たに受けたい支援を自由記述から分類すると、就労に向けた相談や支援（就職活動の方法、技能の習得等）を希望している若者が約5割をしめ、就労支援のさらなる必要性がうかがえます。また、人間関係構築のための支援を希望している若者が2割をしめ、特徴的と言えます。

あると良い支援機関や窓口を尋ねた自由記述を分類し希望の多かったものを抜粋すると、図表 28 のとおりとなります。SNSを使用した相談窓口や相談時間の拡充等、新たな相談体制の構築が求められています。また、居場所の設置や就労支援のさらなる充実の推進も必要です。



支援機関の情報を、効果的に若者に届けるためには、周知の方法を検討する必要があります。ニーズ調査では、若者の利用率が高いSNSと回答した割合が最も高く、次いで、テレビ、学校への広告物の配付、配架となっています。このことから、最新の媒体を中心に、メディアや広告物など従来の媒体も含めた広報活動のより一層の推進が求められています。



若者アンケート調査結果全体を通して、若者が希望している支援内容は以下のとおりとなります。

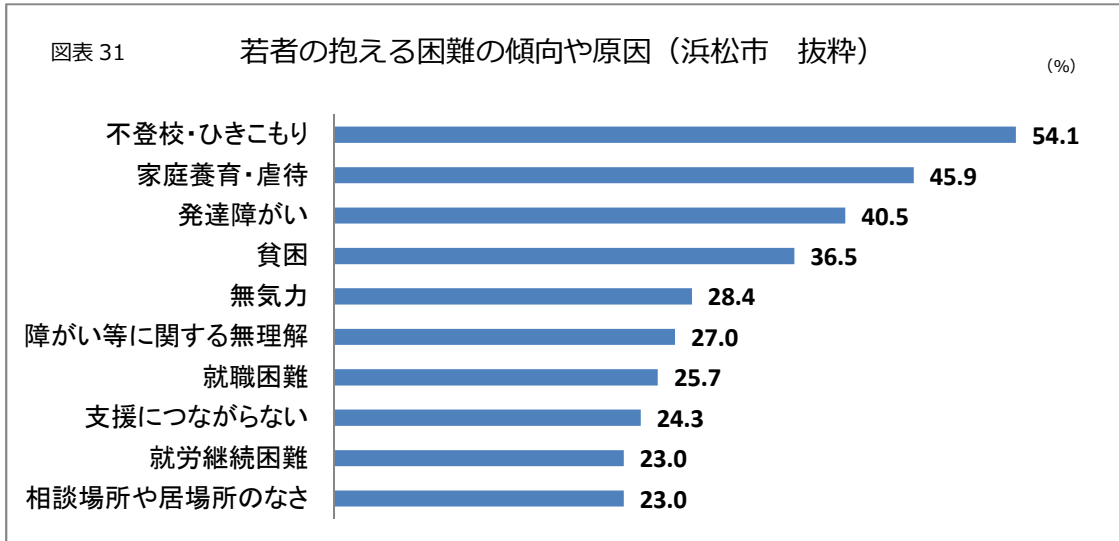
図表 30

分類	支援ニーズ内容
支援機関への要望	相談にのる側の意識の改革
	進路指導における選択肢の充実
	相談したい側に向けた体制づくり (土・日・祝や、19時以降の相談)
支援手法の多様化	SNS、電話、メールの活用
	ピアカウンセリング (同じような境遇の方の集い) の活用
支援機関の周知・PRの徹底	適切な相談先を紹介できるコンシェルジュの配置
	相談機関のPR、一覧表の作成
	若者だけでなく、若者の家族にも届くようなPR
	様々な相談ができる、オープンであること等の周知
支援内容の充実	相談機関をわかりやすい、目につきやすい、行きやすい場所に
	日本語習得支援
	市役所等での多言語対応
	職業訓練、職場体験の充実
	居場所的な空間づくり

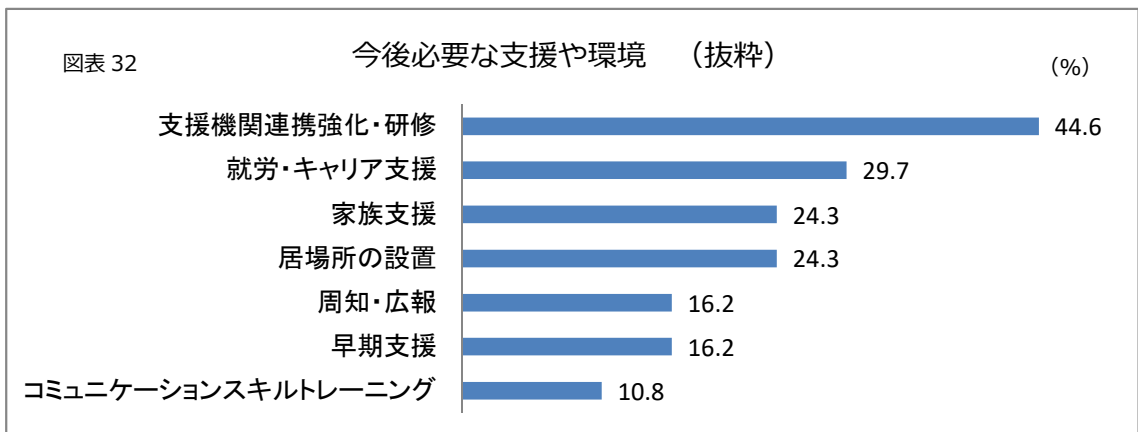
<支援機関ヒアリング調査結果>

若者を支援している市内支援機関対象のヒアリング調査における若者の抱える困難の傾向や原因の回答では、図表 31 のような結果となりました（多いものから抜粋）。

不登校・ひきこもりの項目を挙げた支援機関が 54.1%と最も多く、次いで家庭養育・虐待、発達障がいとなっています。



支援機関が考える今後必要な支援や環境の回答は、図表 32 のとおりとなっています。支援機関同士の連携や支援員のスキル研修を必要としている機関が 44.6%と最も多く、就労・キャリア支援や家族支援、居場所の設置と続きます。図表 31 のとおり、若者の抱える困難の傾向や原因は多岐にわたっているため、複数の支援機関同士が連携して支援する体制づくりが求められています。



<アンケート・ヒアリング調査全体から>

若者対象のアンケートと支援機関対象のヒアリング調査双方の必要な支援や支援体制等をまとめると、以下のとおりとなります。

- ☆ 就労に向けた支援
- ☆ 相談したい側に寄り添った相談体制づくり
⇒ 早期支援、家族支援、居場所支援
- ☆ 支援機関の周知、広報
- ☆ 支援機関同士の連携強化、支援員のスキルアップ

II 若者支援の課題



若者を取り巻く社会環境の変化や浜松市の若者の現状から、若者支援の課題は以下の3つと捉えています。

1 支援機関同士の連携

若者の抱える困難は複雑多様化してきており、単独の機関だけで支援することが困難な場合も少なくありません。数多くある支援機関同士が定期的に相談体制等について情報交換を行い、連携して若者を支援することが必要です。

<課題>

- ◇互いの相談体制等の情報共有 ⇒ 支援者同士が「顔が思い浮かぶ」関係づくりの構築
- ◇継続して安定した支援 ⇒ 切れ目のない支援を行うための体制づくり

2 支援機関の周知・広報体制

数多くある支援機関も、周知ができていないとその機能を果たすことができません。支援機関の情報を必要な方たちへ届けるために、周知・広報体制の見直しを図る必要があります。

<課題>

- ◇適切な相談機関の紹介 ⇒ 支援機関の情報を集約し、適切な支援を紹介できる体制の強化
- ◇支援機関の情報の可視化 ⇒ 支援機関の情報を一覧化し、若者本人や家族へも届ける体制づくり
- ◇周知方法の多様化 ⇒ 紙面、ホームページ、SNS等を活用した周知・広報体制づくり

3 相談体制

浜松市内には、様々な相談機関があります。さらなる充実を図るため、若者の現状をふまえて相談体制の見直しが必要です。

<課題>

- ◇相談機関の開所日時 ⇒ 土曜、日曜、祝日や、夕方以降も相談できる体制づくり
- ◇相談手法の多様化 ⇒ 電話だけでなく、メールやSNSを活用した相談体制づくり

第3章 施策の展開

I 施策の柱

社会環境の変化や本市の若者の現状から、「相談体制」「支援機関の周知・広報体制」「支援機関同士の連携」が課題として挙げられました。これらの課題に対応するため、重点的取組として2つの施策の柱を設けました。

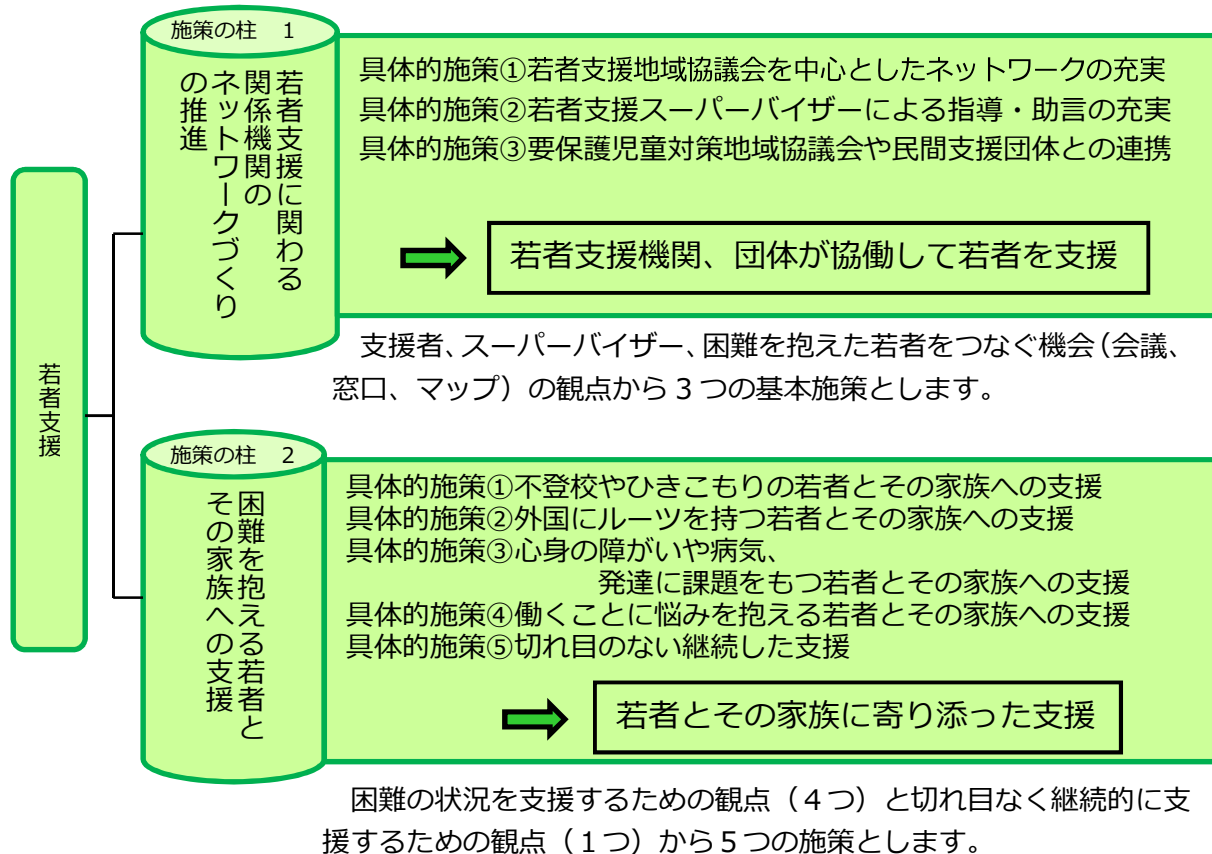
(1) 若者支援に関わる関係機関のネットワークづくりの推進

若者の「生きづらさ」の状況は複数の問題が複雑に重なりあっていることが多く、ひとつの相談窓口では十分な支援ができません。こうした若者の抱える複雑な問題を解決するために、相談窓口を含めた複数の支援機関同士の連携が不可欠です。このことから、複数の支援機関が参画する若者支援地域協議会を中心としたネットワークづくりを推進します。

(2) 困難を抱える若者とその家族への支援

不登校、ひきこもり、ニート、障がいなど、困難を抱える若者やその家族を支援するとともに、支援機関や団体等の広報をより一層推進します。

II 施策の柱



Ⅲ 具体的な支援施策

施策の柱 1 若者支援に関わる関係機関のネットワークづくりの推進

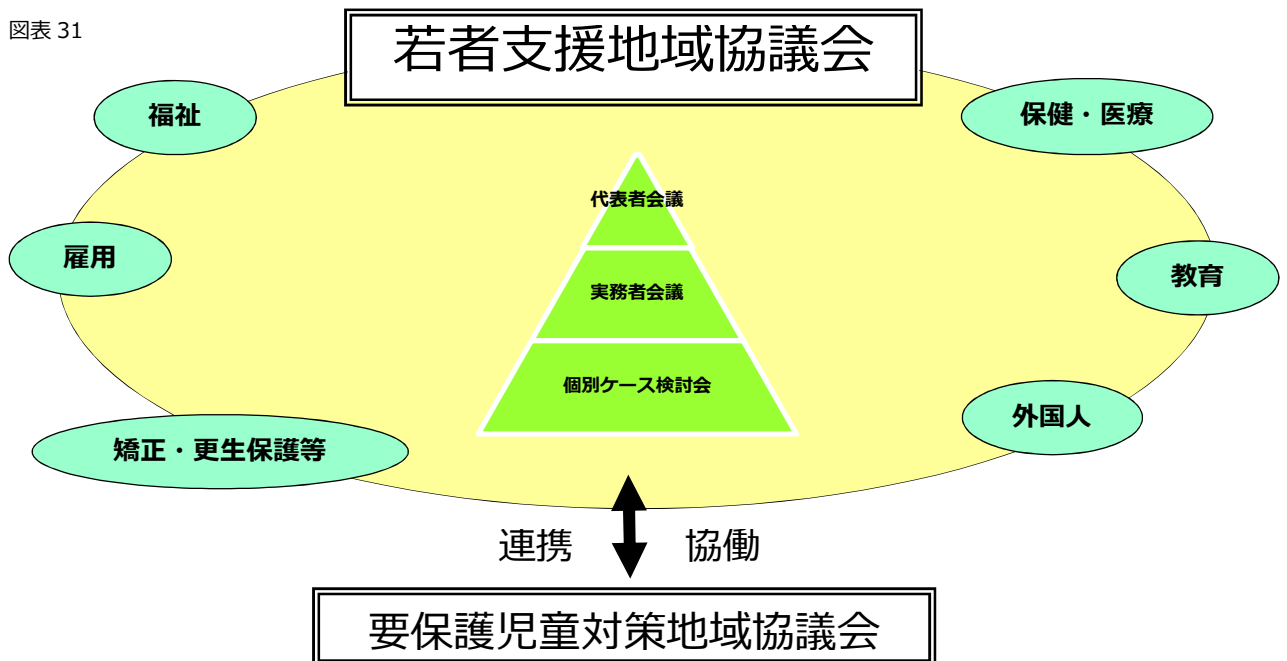
具体的施策① 若者支援地域協議会を中心としたネットワークの充実

社会生活を営む上で困難を有する若者に対し、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを構築し、関係機関が連携して支援を推進します。

<主な取組事業>

事業名	事業内容
若者支援地域協議会 【次世代育成課青少年育成センター】	支援者のスキルアップ研修や支援機関同士の情報交換を行い、連携して若者を支援する体制を構築します。 また、実務者・代表者構成機関については、若者の抱える課題に合わせて見直しを図り、若者に寄り添った推進体制を整えます。
若者相談支援窓口「わかば」 【青少年育成センター】	若者相談支援窓口「わかば」は、相談内容にふさわしい支援機関を案内する窓口です。市内支援機関にスムーズにかつ確実につながるため、定期的な情報交換を実施したり同行支援体制構築を図ったりします。また、令和6年度までに「若者総合相談センター」としての体制を整えるための検討をし、相談機能強化を目指します。
支援機関マップの作成、配布 【調整：青少年育成センター】	市内若者支援機関を一覧にしたマップを作成し、支援機関同士の情報を共有できるようにします。困難の状況が複数の支援機関にまたがっている相談も連携して支援ができるネットワークづくりを推進します。

図表 31



具体的施策② 若者支援スーパーバイザーによる指導・助言の充実

困難を抱えた若者を支援する支援員等の技能の向上を図るため、専門的知識を有する方を「若者支援スーパーバイザー」として委嘱し、支援員等に対し指導及び助言を行うことで、きめ細かな相談体制を整えます。

<主な取組事業>

事業名	事業内容
若者支援スーパーバイザーの委嘱 【青少年育成センター】	医療、教育、福祉、雇用その他の専門的知識を有する方を「若者支援スーパーバイザー」として委嘱し、支援員等に対し指導及び助言を行います。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援スーパーバイザーが若者支援地域協議会に講師として参画し、定期的に支援者への指導及び助言を行います。また、複数の支援機関同士で行う「個別ケース検討会」に若者支援スーパーバイザーが参加し、相談者ひとりひとりに合った支援の方向性を協議します。

具体的施策③ 要保護児童対策地域協議会や民間支援団体との連携

支援の切れ目をなくしスムーズに支援を継続するため、要保護児童対策地域協議会や民間支援団体との連携体制を整えます。

<主な取組事業>

事業名	事業内容
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】 【子育て支援課】	要保護児童対策地域協議会との連携のあり方（同時開催や情報共有等）を検討し、切れ目のない継続した支援・相談体制を整えます。
合同相談会の開催 【調整：青少年育成センター】	様々な背景・要因を持つ若者が必要な支援とつながり、継続した支援を受けることができるよう、多様な支援を実施している民間支援団体との連携の充実を図ります。

施策の柱 2 困難を抱える若者とその家族への支援

具体的施策① 不登校やひきこもりの若者とその家族への支援

不登校やひきこもりに悩む若者とその家族に対し、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを構築し、関係機関が連携して支援を推進します。

<主な取組事業>

事業名	事業内容
ひきこもり対策推進事業 【精神保健福祉センター】 【ひきこもりサポートセンターこだま】	当事者や家族との面談、訪問支援及び回復過程にある当事者に対する社会参加訓練等を行います。官民が協働して若者の復学や社会参加を支援します。
校外、校内適応指導教室 【教育総合支援センター】	人とつながり、人とかかわる力を育むことを目標にこころの居場所のような教室を目指します。
青少年支援体験活動事業 【青少年育成センター】	悩みや不安を抱えた若者の社会生活参画（体験活動）を支援します。
生活困窮者自立支援事業 【福祉総務課】 【生活自立支援相談支援センター】	経済的な問題・精神的な問題・家庭の問題・健康上の問題などの総合的な相談を受け、必要な支援を寄り添い型で実施します。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援地域協議会にて、個別ケース検討会を開催し、ひとりひとりに合った支援を目指します。
合同相談会の開催（再掲） 【調整：青少年育成センター】	困難を抱えた若者の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、早期支援や進路、就職相談の充実を図ります。

具体的施策② 外国にルーツを持つ若者とその家族への支援

外国にルーツを持つ若者に対し、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを構築し、関係機関が連携して支援を推進します。

<主な取組事業>

事業名	事業内容
第2次浜松市多文化共生都市ビジョン 【国際課】	「相互理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、ともに築く多文化共生都市」を目指します。
進路について語る会 【教育総合支援センター】	将来の進路選択の幅を広げ学習への意欲を高めるために、日本の高校進学システムについての話や夢をかなえたロールモデルの体験談を聞く機会を設置し、進路選択の支援をします。
青少年支援体験活動事業（再掲） 【青少年育成センター】	悩みや不安を抱えた若者の社会生活参画（体験活動）を支援します。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援地域協議会にて、個別ケース検討会を開催し、ひとりひとりに合った支援を目指します。
合同相談会の開催（再掲） 【調整：青少年育成センター】	困難を抱えた若者の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、早期支援や進路、就職相談の充実を図ります。
生活困窮者自立支援事業（再掲） 【福祉総務課】 【生活自立支援相談支援センター】	経済的な問題・精神的な問題・家庭の問題・健康上の問題などの総合的な相談を受け、必要な支援を寄り添い型で実施します。

具体的施策③ 心身の障がいや病気、発達に課題をもつ若者とその家族への支援

心身の障がいや病気、発達に課題をもつ若者とその家族に対し、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを構築し、関係機関が連携して支援を推進します。

<主な取組事業>

事業名	事業内容
第3次浜松市障がい者計画 (第5期障がい者計画・第1期障がい児福祉実施計画) 【障害保健福祉課】	「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」を目指します。
浜松市障がい者自立支援協議会事業 【障害保健福祉課】	地域における障がい者等への支援体制に関する整備について情報を共有し、関係機関等の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
障がい者相談支援事業 【障害保健福祉課】	支援が必要な障がい児等の相談に応じ、必要なサービス等の調整を行うことで地域での暮らしを支えます。
発達相談支援センター事業 【子育て支援課】【発達相談支援センター】	発達障がいやその心配がある当事者や家族が、安心して地域で暮らしていくことができるよう、総合的に支援します。
医師による無料相談 【障害保健福祉課】	「こころの病」について、精神科医師によりこころの健康相談を行い、早期支援を目指します。
青少年支援体験活動事業（再掲） 【青少年育成センター】	悩みや不安を抱えた若者の社会生活参画（体験活動）を支援します。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援地域協議会にて、個別ケース検討会を開催し、ひとりひとりに合った支援を目指します。
合同相談会の開催（再掲） 【調整；青少年育成センター】	困難を抱えた若者の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、早期支援や進路、就職相談の充実を図ります。
生活困窮者自立支援事業（再掲） 【福祉総務課】【生活自立支援相談支援センター】	経済的な問題・精神的な問題・家庭の問題・健康上の問題などの総合的な相談を受け、必要な支援を寄り添い型で実施します。

具体的施策④ 働くことに悩みや不安を抱える若者とその家族への支援

働くことに悩みや不安を抱える若者とその家族に対し、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを構築し、関係機関が連携して支援を推進します。

<主な取組事業>

事業名	事業内容
サポートステーションはままつ事業 【産業総務課】 【サポートステーションはままつ】	若年無業者の職業的自立を支援するため、キャリアカウンセリング、心理カウンセリング、就労支援プログラム等、個別的、継続的に支援します。
青少年支援体験活動事業（再掲） 【青少年育成センター】	悩みや不安を抱えた若者の社会生活参画（体験活動）を支援します。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援地域協議会にて、個別ケース検討会を開催し、ひとりひとりに合った支援を目指します。
合同相談会の開催（再掲） 【調整；青少年育成センター】	困難を抱えた若者の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、早期支援や進路、就職相談の充実を図ります。
生活困窮者自立支援事業（再掲） 【福祉総務課】【生活自立支援相談支援センター】	経済的な問題・精神的な問題・家庭の問題・健康上の問題などの総合的な相談を受け、必要な支援を寄り添い型で実施します。

具体的施策⑤ 切れ目のない継続した支援

ライフステージの変わり目における切れ目のない継続した支援のために、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを生かし、関係機関が連携して安定した支援を目指します。

<主な取組事業>

事業名	事業内容
教育総合支援センターとの連携 【青少年育成センター】 【教育総合支援センター】	青少年育成センターと教育総合支援センターとの連携体制を検討し、義務教育世代（子供）から義務教育終了後世代（若者）への切れ目のない継続した支援を目指します。
青少年健全育成事業 【青少年育成センター】	市内48中学校区青少年健全育成会と連携し、「地域の子供は、地域で見守り育てる」を合言葉に青少年の健全育成を支援します。
補導・環境浄化事業 【青少年育成センター】	青少年の健全育成や非行防止を図るため、補導活動を実施し、「大人が見守っている」というメッセージを発信します。また、青少年が安心してのびのびと育つ環境をつくるために、環境浄化活動に努めます。
いじめ問題対策連絡協議会 【調整：青少年育成センター】	いじめ防止等に関係する機関及び諸団体との連携を図り、情報共有・情報交換を実施し、未然防止・早期発見・早期対応を目指します。
支援機関マップの作成・配布（再掲） 【調整：青少年育成センター】	ホームページに一覧を掲載したり、配布場所の見直しを図ったりし、相談したい人の手元に情報が届くような広報体制を推進します。
若者相談支援窓口「わかば」（再掲） 【青少年育成センター】	電話のみならず、メールやSNSを活用した相談の試行と検証を繰り返し、本格実施を目指します。
青少年支援体験活動事業（再掲） 【青少年育成センター】	悩みや不安を抱えた若者の社会生活参画（体験活動）を支援します。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援地域協議会にて、各支援機関の情報を共有し、支援機関の広報活動を推進します。 また、相談体制の拡充について協議を行います。
合同相談会の開催（再掲） 【調整：青少年育成センター】	困難を抱えた若者の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、早期支援や進路、就職相談の充実を図ります。

【参考】市以外の機関・団体の取組事業

施策の柱 2 困難を抱えた若者とその家族への支援

- ❁ 浜松新卒応援ハローワーク、浜松わかものハローワーク【ハローワーク浜松】
学生及び概ね45歳未満の若者を対象に、専門の相談員が担当者制による就職相談、就職に関するセミナー等を実施します。
- ❁ しずおかジョブステーション西部【静岡県西部県民生活センター】
学生、若者等に対し、求職者の特性やニーズに応じた就職相談、セミナー等を実施し、きめ細かい就職支援を行います。
- ❁ 県内一斉夏季・冬季少年補導【協力：静岡県警察浜松地区少年サポートセンター】
夏季・冬季の長期休業前に県内一斉で少年補導を実施し、青少年への声掛け運動を推進します。
- ❁ ボランティア活動のコーディネート事業【社会福祉協議会】
社会福祉施設等と連携し、課題を抱えた若者の社会参加としてボランティア活動のコーディネートを実施します。
- ❁ コミュニティソーシャルワーカー配置事業【社会福祉協議会】
個別支援として様々な相談に対応し、必要に応じて関係機関につなぎます。また、課題解決のための新たな仕組みづくりに取り組みます。

卷末資料

用語の定義

「子供」の表記について

- 「子ども」「こども」…法令・条例・政策等の表記や固有名詞等として定められている場合に使用。 【例】「子ども・子育て支援法」「認定こども園」等
 - 「子供」 … 上記以外の説明文等に使用。
- ※なお、国等からの通知文等から引用している表記についてはそのまま表記しています。

SNS

- Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人間関係を構築できる Web サービスの総称。

か行

- 寡婦
かつて母子家庭の母であって、子供が成人し現在も配偶者のない状態にある者。
- 完全失業者
仕事に就いておらず、仕事があればすぐに就ける者で、仕事を探す活動をしている者。
- 子供
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。
- 子ども・子育て関連三法
子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために平成24年8月に制定された関連三法。
 - ・子ども・子育て支援法
 - ・認定こども園法の一部改正法
 - ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- 子ども・子育て支援
全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する、子ども及び子どもの保護者に対する支援。
- 合計特殊出生率
15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人出産するかを表す。
- 子育て世代包括支援センター
妊娠期から子育て期にわたるまでの妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うワンストップ拠点。

■ 子供の貧困率

17歳以下の子供が属する世帯全体に占める等価可処分所得が等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額（貧困線）に満たない子供の割合。

さ行

■ 社会的養護

保護者のいない児童や保護者に監護されることが適当でない児童を、公的責任の下に養護すること。児童養護施設に入所する施設養護と、里親やファミリーホームのように家庭に近い環境で養護される家庭養護の2つに分類される。

■ 就業率

15歳以上の人口における就業者の割合。

■ 潜在保育士

保育士資格を有しているものの保育士として保育現場において保育等に従事していない者。

た行

■ 待機児童

・ 保育所等利用待機児童

国の定義に基づき、保育の必要性の認定(2号又は3号)を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みをしているが、定員超過等の理由により利用できなかった児童数から、浜松市認証保育所利用者、特定の保育所等の利用を希望している者、求職活動を理由に利用を希望しているが求職活動を休止している者等を除いた人数。

・ 放課後児童会待機児童

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生で放課後児童健全育成事業の利用の申込をしたが、定員超過等の理由により利用できなかった児童のうち待機の申込をした者。

■ 地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業があり、原則として0歳児～2歳児を対象とした少人数できめ細かな保育を行う事業。

■ 特定教育・保育施設

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

■ 特定地域型保育事業

市長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業。

■ ドメスティックバイオレンス（DV）

配偶者等による、殴る蹴る等の身体的暴力等。

な行

- ニート
総務省が行う労働力調査における、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。
- 認定区分
 - ・ 1号認定子ども…満3歳以上の就学前子ども(2号認定子どもを除く)。
 - ・ 2号認定子ども…満3歳以上の就学前子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。
 - ・ 3号認定子ども…満3歳未満の就学前子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。
- 認証保育所
認可外保育施設のうち、本市が定める基準を満たし、認証した施設。

は行

- ひきこもり
6か月以上続けて仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、自宅にひきこもっている状態や自分の趣味に関する用事の時だけ外出する状態。
- ひとり親家庭
母子家庭及び父子家庭。
- ひとり親家庭等
ひとり親家庭及び寡婦。
- ひとり親家庭の親
母子家庭の母及び父子家庭の父。
- ひとり親世帯
ひとり親家庭及び同居親族。
- フォスタリング
里親のリクルートやアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援。
- 父子家庭
配偶者のいない男子が児童(20歳未満の子供であって、未婚の者)を扶養している家庭。
- 不登校
児童生徒が、病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、年間30日以上登校しないあるいはしたくともできない状態。

- 保育利用率

満3歳未満の子供の数全体に占める、認定こども園、保育所及び地域型保育事業の3号認定子どもの利用定員数(事業所内保育事業所の従業員枠を除く)の割合。
- 放課後子供教室

小学生を対象として、文化活動や交流活動等を行い、地域社会での心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行う事業。
- 母子家庭

配偶者のいない女子が児童(20歳未満の子供であって、未婚の者)を扶養している家庭。

や行

- 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2の規定に基づき、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者(次条第1号において「延長者等」という。)を含む)の適切な保護又は要支援児童(法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう)若しくは特定妊婦(法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう)への適切な支援を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援等の内容に関する協議を行っている。

わ行

- 若者

概ね15歳から40歳未満の者。

児童人口推計

市全体

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	5,972	5,873	5,774	5,666	5,566
1歳	6,230	6,128	6,027	5,924	5,814
2歳	6,203	6,190	6,088	5,988	5,885
3歳	6,437	6,202	6,189	6,088	5,987
4歳	6,740	6,412	6,178	6,165	6,065
5歳	6,805	6,714	6,388	6,154	6,141
6歳	6,820	6,794	6,703	6,377	6,143
7歳	7,108	6,794	6,769	6,678	6,353
8歳	7,165	7,091	6,779	6,753	6,662
9歳	7,196	7,187	7,113	6,799	6,774
10歳	7,166	7,207	7,199	7,124	6,809
11歳	7,429	7,169	7,210	7,202	7,127

中区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,802	1,772	1,742	1,710	1,679
1歳	1,880	1,849	1,818	1,787	1,754
2歳	1,793	1,868	1,837	1,806	1,775
3歳	1,863	1,792	1,867	1,837	1,806
4歳	1,897	1,855	1,785	1,860	1,830
5歳	1,907	1,890	1,848	1,778	1,853
6歳	1,889	1,904	1,887	1,845	1,775
7歳	1,984	1,882	1,897	1,880	1,838
8歳	1,999	1,980	1,878	1,893	1,875
9歳	1,967	2,005	1,986	1,884	1,899
10歳	1,996	1,970	2,008	1,989	1,887
11歳	2,056	1,997	1,971	2,009	1,990

東区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,116	1,097	1,079	1,059	1,040
1歳	1,164	1,145	1,126	1,107	1,087
2歳	1,217	1,157	1,138	1,119	1,100
3歳	1,145	1,217	1,156	1,138	1,119
4歳	1,248	1,141	1,212	1,152	1,133
5歳	1,208	1,243	1,137	1,207	1,147
6歳	1,146	1,206	1,241	1,135	1,205
7歳	1,214	1,142	1,201	1,237	1,130
8歳	1,217	1,210	1,139	1,199	1,234
9歳	1,221	1,221	1,214	1,143	1,202
10歳	1,153	1,223	1,223	1,216	1,143
11歳	1,231	1,154	1,224	1,224	1,218

西区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	761	748	735	721	709
1歳	793	780	768	754	740
2歳	801	788	775	763	749
3歳	849	801	788	775	762
4歳	885	846	798	785	772
5歳	900	882	842	795	782
6歳	936	899	881	841	793
7歳	1,014	932	895	878	837
8歳	993	1,012	930	893	876
9歳	1,034	996	1,015	933	896
10歳	1,073	1,036	998	1,017	935
11歳	1,137	1,073	1,036	998	1,017

南区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	815	802	788	773	760
1歳	851	837	823	808	793
2歳	792	845	831	818	803
3歳	779	792	846	831	818
4歳	796	776	789	842	828
5歳	810	793	773	786	839
6歳	831	808	792	772	785
7歳	859	828	806	789	769
8歳	865	857	826	804	787
9歳	871	868	860	828	806
10歳	895	872	869	861	830
11歳	954	895	872	869	861

北区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	622	612	602	591	581
1歳	649	638	628	618	606
2歳	653	645	634	624	614
3歳	758	653	645	634	624
4歳	785	755	650	642	632
5歳	836	782	752	647	640
6歳	822	835	781	751	646
7歳	821	819	832	778	748
8歳	819	819	817	829	776
9歳	884	822	822	819	832
10歳	847	885	823	823	820
11歳	860	847	885	823	823

浜北区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	747	735	723	709	696
1歳	779	767	754	742	728
2歳	846	774	762	749	737
3歳	935	846	774	762	749
4歳	984	931	843	771	759
5歳	1,035	980	928	840	768
6歳	1,053	1,033	978	926	838
7歳	1,078	1,049	1,029	974	923
8歳	1,111	1,075	1,047	1,026	972
9歳	1,071	1,114	1,078	1,050	1,030
10歳	1,043	1,073	1,116	1,080	1,052
11歳	1,029	1,043	1,073	1,117	1,080

天竜区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	109	107	105	103	101
1歳	114	112	110	108	106
2歳	101	113	111	109	107
3歳	108	101	113	111	109
4歳	145	108	101	113	111
5歳	109	144	108	101	112
6歳	143	109	143	107	101
7歳	138	142	109	142	108
8歳	161	138	142	109	142
9歳	148	161	138	142	109
10歳	159	148	162	138	142
11歳	162	160	149	162	138